
布令 116号

布令一四五号廃止

高等弁務官が正式発表



キヤフウェイ弁務官

キヤフウェイ高等弁務官は八月十日、同労働部門のメンバールと会見、席上「布令四十五号（労働組合認定手続）を全面的に廃止する」と発表し、

布令四十五号は五年ぶりに公布され、以来「正当な労働組合に対する圧迫」「労働基準法に反する」として労働者を悩ませてきた。命令として労働者を悩ませてきた。命令として労働者を悩ませてきた。

から強い批判を受けていた。同労働部門は五年、沖縄労働組合の発展を促進し、布令四十五号（労働組合認定手続）を全面的に廃止する。高等弁務官は、琉球の現行法を布令四十五号（労働組合認定手続）に代えて、労働組合の発展を促進し、労働者の権利を保護する。命令として労働者を悩ませてきた。

布令116号については、タテ書きになっております。
P86から始まります。

いたが、高等弁務官は同布令が琉球の労働運動の発展に必要と判断し、布令四十五号（労働組合認定手続）を全面的に廃止する。命令として労働者を悩ませてきた。

1953年9月19日 (土曜日)

(2)

労働認可権を民政官に 暫定措置の布令公布

労働認可権を民政官に暫定措置の布令公布。労働認可権を民政官に暫定措置の布令公布。労働認可権を民政官に暫定措置の布令公布。

「組合加入」も認める 軍労務関係布令 百十 出る

軍労務関係布令 百十 出る。軍労務関係布令 百十 出る。軍労務関係布令 百十 出る。

▲沖縄における労働三法の制定は、米民政府の介入によって立法化が阻まれていたが、その狙いは基地関係労働者を民労働法の適用外に置くためであった。1953年7月に労働三法が可決され、10月1日から施行されたが、米民政府は布令116号「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法」を公布、施行日を民労働三法と同様10月1日とし、軍関係労働者を民労働三法から適用除外にした。

琉球列島米国民政府布令第百十六號（一九五三年八月十八日）改正第二號
（一九五三年十月十九日）

琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法

一九五三年八月十八日付 民政府布令第百十六號「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法」を次のとおり改正する。

一 第六條第二項の一行乃至八行を次のように改める。

「二 左記の行為を労働組合又はその代理人の不當労働行為とする。

（一）第五條の規定により保証された被用者の権利の行使を抑制又は強制する」と。

但し、この規定は労働組合がその組合委員たる資格の取得又は保育について自らの規則を定める権利を妨げるものではない。なおまた、該規則は人種、国籍、信條又は社会的地位を理由にして何人をも組合員となることを妨げるものではない。」

二 第七條第二項の一行目乃至三行目を次のように改める。

「一 団体交渉を目的として、適当な単位における被用者の過半数により指定又は選出された代表者で本條第三項に基づいて委員会によって認証された者は

三 第七條第三項（一）aの十行目乃至十一行目を次のように改める。

「承認されている個人又は労働組合」

四 第七條第三項（一）の五行目乃至六行目を次のように改める。

「代表の問題が存在すると知ったとき」

五 第七條第五項（一）f七行目乃至八行目を次のように改める。

「^{vi}同盟罷業の承認、^{vii}組合資金支出の承認、^x組合金融業務の検閲、^{xi}保険その他利益制度への関與及び^{xiii}組合員の除名及びその理由」

六 第七條第六項の一行目を次のように改める。

「六 労働組合は、」

七 第七條第七項の十四行目を次のように改める。

「宣誓口供書を首席民政官に」

八 第八條第七項の四行目乃至五行目を次のように改める。

「委員会がそれに記名された者に対し命令を発して十日以内に」

九 第八條第十項の一行目乃至三行目を次のように改める。

「（4）a、b又はcの意味における不当労働行為」

十 第八條第十項の八行目を次のように改める。

「真実であり、告訴状を発すべき」

十一 第十二條第一項の四行目を次のように改める。

「同盟罷業する者又は米国民政府に」

十二 第十三條第三項（5）を次のように改める。

「（5）医療及び公衆衛生業務、（6）前記の諸事業運営のための又はその他の既設政府機関のための石油の供給、但し、個人消費に供すべく石油供給にのみ関係する石油供給施設又は事業についてはこれを除く（7）その他合衆國及び琉球列島の安全の基本方針に基づいて民政副長官が重要なものと宣言する産業又は事業」

十三 第十六條第四項の三行目乃至五行目を次のように改める。

「労働争議の解決にあって望ましい方法であることを宣言する。」

十四 第十六條第四項の六行目乃至八行目を次のように改める。

「労働争議の解決にあたって最終的方法として、且つ、例外的な場合にのみ」

十五 第二十二條第二項の一行目乃至二行目を次のように改める。

「第一項の違反を理由として」

琉球列島米國民政府布令第百十六號
(一九五三年八月十八日) 改正第一
號(一九五三年九月二十一日)

琉球人被用者に対する労働基準
及び労働関係法

一九五三年八月十八日付、民政府布
令第百十六號「琉球人被用者に対する
労働基準及び労働関係法」を次のとお
り改正する。

一、第四十八條の前文を次のとおり改
める。

使用者が前條の規定によつて、労働
時間を延長し、若しくは休日労働
させた場合においては、この超過勤
務及び休日勤務に対し、普通賃金の
少なくとも二五パーセントの割増賃
金を支拂わなければならない。但し、
船舶の乗組員又は消防夫の場合は、
一週四十八時間を超えた労働に対し
てのみ支拂つものとする。

二、第七十二條、第三項の中文を次の
とおり改める。

調査終了後、委員会は第八條の第六
項の民政副長官への上申に関する規
定に基いて、進言書を添えて該事件
を民政副長官に委託するか又は第八
十條に基いて適当な法律施行機関に
附託して處分させるか、適当な處置
を執らねばならない。

三、この改正は一九五三年十月一日か
ら施行する。

民政副長官の命により發布する。

首席民政官

米國陸軍准將

チャールス・V・ブラムリー

賣却、提供、破損又は切断してはならない。

(首席民政官による情報の提供)

第七十四條 首席民政官は、この布令の目的を遂行するために被用者及び使用者に対し必要な参考資料、その他援助を與えるものとする。

(使用者による情報提供)

第七十五條 使用者は、この布令及び首席民政官がこの布令に基いて発布する規程並に就業規則の要旨を各作業場の目抜き場所に掲示又は張出し等の方法によつて、被用者に周知させなければならない。

二 使用者は、寄宿舎に関するこの布令の規定、首席民政官がこの布令に基いて発布する規程及び寄宿舎規則を寄宿舎の目抜き場所に掲示、又は張出し等の方法によつて寄宿舎内の被用者に周知させなければならない。

(被用者名簿)

第七十六條 使用者は、各事業場毎に、全被用者(日々雇い入られる者を除く)の名簿を作成して、被用者の氏名、生年月日、履歴、その他首席民政官が発布する規程で定める事項を記入しなければならない。

二 前項の規定に基いて記入すべき事項に變更が生じた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。

(賃金台帳)

第七十七條 使用者は、各事業毎に賃金台帳を作成して、賃金算定の基礎

となる事実及び賃金の額、その他首席民政官が規則で定める事項を賃金支拂の都度遅滞なく記入しなければならない。

(記録の保存)

第七十八條 使用者は、被用者名簿、賃金台帳、及び雇用、解雇、災害補償、賃金、その他労働関係に関する事項についての重要な記録を三年間保存しなければならない。

(祭日)

第七十九條 第二條第三項の被用者に関するは、琉球人被用者に対する祭日に関する琉球列島米國民政府の指令を適用する。

(罰則)

第八十條 民政府又は琉球の裁判所管轄外にある者の刑罰は、関係軍當局の責任とする。

二 民政府又は琉球の裁判所管轄内にある者で本布令第四章の規定を犯した場合は、左記の罰則を受けるものとする。

(1) 第二十四條の規定を犯した者はすべて、有罪とし、一千圓以上一万圓以下の罰金又は一ケ年以上十ケ年以下の懲役若しくはこれを併科する。

(2) 第二十八條、第五十三條又は第五十七條の規定を犯した者はすべて、有罪とし、三千圓以下の罰金又は一ケ年以下の懲役若しくはこれを併科する。

(3) 第六十二條第二項の規定に基

く被用者の員数、教習方法、契約期間、労働時間、賃金の基準又は支拂の方法について違反した者又は第二十七條、第二十九條、第三十條、第三十四條、第三十五條第三項、第三十六條、第三十七條、第三十八條第二項、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十四條第二項、第五十五條、第五十六條、第五十八條、第五十九條、第六十八條第二項若しくは第七十條に違反した者はすべて有罪とし、二千圓以下の罰金又は六ケ月以下の懲役若しくはこれを併科する。

(4) 第六十六條第二項に定める命令に違反した者又は第三十一條、第三十二條第一項或は第三項、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第五十三條、第六十條、第六十一條、第六十二條第三項、第六十四條、第六十五條、第六十九條第一項、第七十五條、第七十六條、第七十七條若しくは第七十八條の規定に違反した者はすべて、有罪とし、二千圓以下の罰金に處する。

(廃止及び修正)

第八十一條 一九五三年一月十七日付、民政府布令第九十七號「労働基準令」及びその改正令は、廃止する。二 この廃止以前に発生した犯罪、刑罰、喪失、罰金又は債務はすべて

廃止期日前の方法及び効力で起訴、處罰、且つ、執行されるものとする。なお、民政府布令第九十七號の規定に基いて創設された労働委員会は、関係当局によつて解任、解散、又は解雇されるまでは、前記但書の規定を施行するために第三條で創設された労働関係委員会として存続するものとする。

三 左記の軍政指令は、廃止する。

(1) 一九四七年十一月十七日付、軍政指令第四十八號「沖縄人労働者の登録」

(2) 一九四七年十一月二十八日付、軍政指令第四十九號「労働委員会」

(3) 一九四七年十一月二十八日付、軍政指令第五十號「労働組合」

四 一九五三年一月二十八日付、民政府指令第二号「琉球人の公休日」は、左記のとおり改正する。

(1) 第一條の前文中、「一九五三年五月十日付民政府布令第七十九號」を削除して、「一九五三年八月十八日付民政府布令第百十六號」を挿入し、且つ、「同布令の第三條第六項に基き」を削除して、「同布令の第七十九條に基き」を挿入する。

(施行期日)

第八十二條 この布令は、一九五三年十月一日から施行する。

民政副長官の命により発布する。

首席民政官

米國陸軍准將

チャールス・V・ブラムリー

これに関する事項

- 二 必要を認めた場合、使用者は資金安全、衛生、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項について別個に規則を定めることができる。

(懲罰の減給)

第六十五條 就業規則で被用者に対する減給の制裁を定める場合においては、その減給は、唯一の規則違反について平均日給の半額、又一給料支拂期間において賃金総額の二割を超えてはならない。

(就業規則の効力)

第六十六條 就業規則は、布令、規則又は事業場所について適用される労働協約に抵触してはならない。

- 二 首席民政官は、布令、規則又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

(労働契約の効力)

第六十七條 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については効力を有しない。この場合において、無効となつた部分は、就業規則で定める基準によるものとする。

(寄宿舍)

第六十八條 使用者は、事業の附属寄宿舍に寄宿する被用者の私生活の事由を侵してはならない。

- 二 使用者は、寮長、室長、その他寄宿生活の自治に必要な指揮者の選任に干渉してはならない。但し、寄宿舍内の被用者は、使用者の財産及び

設備の運営及び維持について使用者に対し直接その責任を負うものとする。

(寄宿舍規則の明示)

第六十九條 事業の附属寄宿舍を持つ使用者は、左記事項に関する寄宿舍規則を作成しなければならない。

- (1) 起床、就寝、外出及び外泊に関する事項

- (2) 日々の行事(娯楽)に関する事項

- (3) 食事に関する事項

- (4) 安全及び衛生に関する事項

- (5) 建物及び設備の管理に関する事項

- 二 使用者及び寄宿舍に寄宿する被用者は、寄宿舍規則を遵守しなければならない。

(寄宿舍の衛生)

第七十條 使用者は、事業の附属寄宿舍について換氣、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の収容、就寝に必要な措置、その他事項の防止、風紀及び衛生に必要な処置を講じなければならない。

(施行)

第七十一條 この布令の第四章の施行及び遵守についての責任は、左記のとおりとする。

- (1) 第一種及び第二種被用者一その責任当局は軍部隊又は軍機関
- (2) 第三種及び第四種被用者一その責任当局は、該使用者の琉球在住について責任を有する部隊又は

軍機関

- 二 民間企業の被用者と同様に法的權利を琉球列島米國軍隊の被用者に與えるという一般的政策によつて、その保安上支障のない限り、軍関係部隊は、調査及び視察を許容すべきである。順當に琉球政府の軍施設訪問及び視察の申請は、琉球列島米國民政府勞務課に提出するものとする。

三 琉球列島米國民政府勞務課は、被用者の作業現場及びその人事に関する諸記録を調査し、責任機関に対して労働条件に関する不備欠陥の点を報告すると共にその善処対策を勧告する。

(苦情)

第七十二條 この布令の第四章の被用者にして苦情があれば、まず、その使用者に申立てをして、その解決方を要請しなければならない。

- 二 若し満足すべき結果が得られない場合は、これを琉球列島米國民政府勞務課に附託するものとし、同課は、調停者として該責任当局又は使用者と共にこの解決方を図らなければならない。

三 琉球列島米國民政府勞務課で解決できないすべての事件は、委員会にその調査を附託するものとする。調査終了後、委員会は(1)進言書を添えて民政副長官に附託するか又は(2)第八十條に基く処置を講ずべく該法律施行機関の何れかに附託しなければならない。委員会

が、その決定に過半数の賛成を得ることができない場合には、各委員の意見書を民政副長官に提出してその裁定を仰がねばならない。

(採用証明書)

第七十三條 使用者は、求職者に対し、琉球列島米國民政府勞務課から「採用証明書」を受取ることを要求することができる。

- 二 琉球列島米國民政府勞務課の要求があつた場合においては、琉球政府戸籍登録係員は、この布令の規定に基き、無料で求職者の氏名、改姓名、生年月日、本籍、職業及び身体障害等に関する資料を提供するものとし、この資料は「採用証明書」を発行する場合及び求職者が合法的に就職の資格を有するかどうかを決定する場合に利用する。

三 第二條第二項の使用者は、琉球列島米國民政府勞務課が「採用証明書」を発行した場合、第五十三條に基く法的年令、義務教育及び親権者又は後見人の承諾並に第七十六條に基く被用者名簿の作成についての責任を免かれる。

四 第二條第三項の被用者は、

- (1) 裁判所手續以外の方法で改姓名してはならない。
- (2) 「採用証明書」又は「身分証明書」を紛失又は破棄した際は、使用者に即時報告しなければならない。
- (3) 「採用証明書」又は「身分証明書」を變更、交換、借用、物々交換、

その労働時間を一日につき十時間まで延長することができる。但し、使用者は一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮し、且つ、一週間の労働時間が四十八時間を超えないものとする。

(年少者の危険業務)

第五十五條 使用者は、満十八才に満たない者を毒劇薬、毒劇物、その他有害な原料又は材料、爆発性、発火性若しくは引火性の原料又は材料を取扱う業務及び塵埃又は粉末を飛散し、有害ガス又は有害放射線を発散する場所並に高温又は高圧の場所における業務、その他衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

(女子の労働時間)

第五十六條 使用者は、満十八才以上の女子については、第四十七條の協定による場合においても、一日につき二時間、一週につき六時間、一年につき百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日労働させてはならない。但し、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成、その他決算に必要な計算及び書類の作成等の業務に従事させる場合においては、一週につき六時間の制限にかかわらず、使用者は、一週間につき十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

(坑内労働)

第五十七條 使用者は、女子又は満十

八才に満たない者を坑内で労働させてはならない。

(産前産後の休暇)

第五十八條 使用者は、六週間以内に出産する豫定の女子がその期間の休暇を請求した場合においては、その者に対し無給で雇用関係を継続するものとする。

二 使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が要求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは差し支えない。

三 使用者は、妊娠中の女子が要求した場合においては、可能であるならば他の軽易な業務に轉換させなければならない。

(育児時間)

第五十九條 生後満一年に達しない生児を育てる女子は、第四十五條に規定する休憩時間の外、一日二回各々三十分の無給育児時間を請求することができる。

二 使用者は、前項の規定で與えられた時間中にその女子を使用してはならない。

(生理休暇)

第六十條 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

(女子及び年少者の帰郷旅費)

第六十一條 十八歳未満の者又は十八歳以上の婦女子がその責任に帰すべき事由以外のために解雇され、その日から十四日以内に帰郷を望む場合は、使用者は雇入れ地点までの輸送の便宜を與えなければならない。

(技能者の養成)

第六十二條 使用者は、徒弟、見習又は養成工を酷使してはならない。また技能の習得に係のない作業に従事させてはならない。

二 使用者は、被用者を徒弟、見習又は養成工として雇用する場合においては、その員数、教習方法、契約期間、労働時間、賃金の基準及び支拂の方法を定めて首席民政官の認可を得なければならない。

三 使用者が、前項の定める許可に基いて被用者を雇用する場合においては、琉球列島米國民政府労務課に届け出て、該被用者が技能を習得するための者であることの証明の交付を受け、これをその就業場所に備え付けなければならない。

四 技能の習得訓練を了えた徒弟、見習又は養成工に対して、使用者は、その習得及び訓練事項並びにそれによつて資格を與えられた職名を併記した証明書を交付しなければならない。

(労働者災害補償)

第六十三條 労働者災害補償に關しては、一九五一年四月二十六日付、民政府布告第五號、一九五一年五月一

日付、民政府布令第四十一號及び米國労働者災害補償法の規定に基くものとする。

(就業規則)

第六十四條 常時十人以上の被用者を使用する使用者は、左記事項に關する就業規則を作成しなければならない。

(1) 始業時刻、終業時刻、休憩時間、休日及び、休暇並びに被用者を二人又はそれ以上の交替制で就業させている場合はその交替時間に関する事項

(2) 賃金の決定、算定及び支拂の方法、賃金の勘定の締切及び支拂期日並びに昇給に関する事項

(3) 退職に関する事項

(4) 退職手当、その他の手当、賞與金及び最低賃金額の定をする場合においては、これに関する事項

(5) 被用者に食費、作業用具費及びその他の負担をさせる場合においては、これに関する事項

(6) 安全及び衛生に關する定をする場合においては、これに関する事項

(7) 災害補償及び業務外の傷病扶助に關する定をする場合においては、これに関する事項

(8) 表彰及び制裁の定をする場合におけるその性質及び程度に關する事項

(9) その他被用者のすべてに適用される定をする場合においては、

きる。

(割増賃金率)

第四十八條 使用者が前條の規定に基づいて、労働時間を延長し、又は休日労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については通常賃金の計算額の少くとも二割五分の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。但し、消防夫は一週四十八時間を超える労働時間に対してのみ割増賃金を支拂うものとする。

使用者が交替勤務制で被用者を労働させ、且つ、その正式従業時間の五割が午後六時から午前六時までの間である場合においては、その時間の労働については通常賃金の計算額の一割以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。

(労働時間の算定)

第四十九條 労働時間は、被用者が特定の場所に出勤するよう要求されている時間から起算する。一日の勤務中に、徒歩で又は乗車して業務現場を變更する性質の仕事にあつては、それに要する時間も労働時間として通算する。但し、この規定は使用者に対して、被用者が通勤に要する時間に対しての給料支拂を要求するものではない。

(年次有給休暇)

第五十條 使用者はすべて、正規就業日数の八割以上を出勤した被用者に対して年次有給休暇を與えなければ

ならない。但し、九十日未満継続して勤務した者に対しては、年次休暇を與える必要はない。

二 使用者は、被用者に対し、十二ヶ月を通じて一回を超えて年次休暇を與える必要はない。使用者は、その事業の運営を妨げる場合においては、被用者に年次休暇を與える必要はない。但し、被用者が年次休暇を請求した場合においては、それを認可できる期日について被用者に通知しなければならない。

三 被用者は、左記の級別規格に基づいて年次有給休暇を與えられる。

(1) 十二ヶ月未満継続勤務した場合は、一ヶ月の労働につき四時間の割合

(2) 十二ヶ月以上二十四ヶ月継続勤務した場合は、一ヶ月の労働につき四時間と四十分の割合

(3) 三十日以上中断することなく、十二ヶ月を勤続する毎に一ヶ月につき四十分ずつ加算した年次休暇を與えられる。但し、一ヶ月につき十三時間二十分の最高基準を超えてはならない。

(4) 被用者は、その年次休暇を二百四十時間を超えて積立てゝはならない。

(5) この項の規定による規格を適要するにあつて、使用者は、月毎の給料支拂期以外の方式によつて調整をなすことができる。但し、このような調整によつて、いかな

る時においても年次休暇が正味四時間以上も減少してはならないし、又三力年間になんらの実質的減少もきたしてはならない。

四 被用者を解雇する時、使用者は解雇後三十日以内に、その被用者の積立年次休暇に対し支拂いをしなければならない。

五 使用者は、年次有給休暇日数の率を算定するにあつては、被用者がこの布令の発行期日前後に、継続勤務した全期間も計算に入れなければならない。

六 年次有給休暇日数の積立は、事実上一九五三年一月十七日から起算する。

七 業務上の疾病又は負傷のための休業若しくは第五十八條の規定による産前産後の休業の場合においては、一ヶ年間に於ける所定勤務日数の八割以上を出勤すべく規定した第一項の要求條件を満たすために、この休業期間をも出勤したものとみなす。

(労働時間、休憩及び休日の特例)
第五十一條 この布令で定める労働時間、休憩、及び休日に関する規定は、左記事項については適用しない。

(1) 事業の種類をとわず、監督又は管理の地位にある者若しくは機密な事務を取扱つ者

(2) 消防夫、警備員、守衛、監視員、船員、電信、電話操作手、看護人及び医師

(安全及び衛生)

第五十二條 使用者は、常に健康で安全な労働條件を維持しなければならない。使用者は、米國陸軍省エンヂニア部隊制定の安全及び衛生に関する規則の適用を受けるものとする。

(女子及び年少者)

第五十三條 満十五歳未満の者を被用者として雇用してはならない。但し、満十四才以上の者で、法規で定める義務教育の課程又はこれと同等の若しくはこれ以上の課程を終了した者については、この限りでない。

二 使用者は、満十八歳未満の者について、その年令を証明する証明書事業場に備えなければならない。

三 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

四 親権者、後見人及び首席民政官は、労働契約が未成年者に対し不利であると認める場合においては、これを解除することができる。

五 未成年者は、独立して賃金を受ける権利を有する。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。

(年少者の労働時間)

第五十四條 第四十七條の規定は、満十八歳に満たない者については、適用しない。

二 使用者は、第四十四條の規定に拘らず、満十五才以上(第五十三條第一項に規定する満十四才以上を含む。)満十八才以下の者については、

第三十七條 使用者はすべて、被用者を解雇しようとする場合においては、暦日十四日前に文書をもつてその旨を豫告し、又はこれに代る暦日十四日分の賃金を支払わなければならない。但し、天災事變、その他使用者の管理統御の及ばない事由に基いて、雇用を打切る場合又は被用者の責任に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては豫告の必要はない。

二 使用者は、暦日六十日未満継続勤務した被用者又は暦日六十日に満たない期間で完了すべき特定の仕事に雇用された被用者に対しては、予告の必要はない。

(使用証明)

第三十八條 被用者が退職の際に雇用期間、業務の種類、その事業における地位及び賃金についての証明書を要求した場合には、使用者は遅滞なく交付しなければならない。

二 使用者は、第三者と謀り、被用者の就業を妨げる意図で、被用者の國籍、信條、社会的地位又は組合活動に関する通信をし、又は第一項の証明書に秘密の記号を記入してはならない。

(金品の返還)

第三十九條 被用者の退職に際して、権利者の請求があつた場合においては次の正規給料支拂日までに全賃金を支拂い、且つ、保證金、貯蓄金、その他被用者の権利に属する金品を

返還しなければならない。但し、解雇が被用者の死亡による場合においては前記の賃金、保證金、貯蓄金、その他金品を法定請求者の確定後九十日以内に支拂わなければならない。

二 前項の賃金又は金品に関して爭議がある場合においては、使用者は異議のない部分を前項の期間中に支拂い又は返還しなければならない。

(賃金の支拂の方法)

第四十條 賃金は、左記の場合を除き、直接被用者に通貨で、且つ、その全額を支拂わなければならない。

(1) 死亡の場合においては、法定請求者に支拂ふ。

(2) 被用者が疾病のため又は住所変更により遠距離のため出頭できない場合は、小切手によつて支拂ふことができる。

(3) 布令、首席民政官の發布する規程又は團體協約に定がある場合においては、通貨以外で支拂ふことができる。

(4) 布令、首席民政官の發布する規程又は團體協約に定がある場合においては賃金の一部を控除することができ。

二 賃金は、毎月一回以上、一定の計画に基いて支拂わなければならない。

但し、首席民政官の發布する規程で定める特別賃金、賞與金、その他についてはこの限りでない。

(非常時拂)

第四十一條 使用者は、被用者が出産、疾病、災害、その他首席民政官の發布する規程で詳細に定める非常の場合の費用に充てるために必要とする場合においては、支拂期日前であつても既往の労働に対する賃金を支拂わなければならない。

(労働日の損失)

第四十二條 第二條第三項(1)の第一種被用者について合衆國法規に別段の定がない限り、使用者の責任に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は該被用者にその平均賃金六十パーセント以上の手當を支拂わなければならない。

(最低賃金)

第四十三條 使用者は、第四十九條に基く労働に対し、自給八円五十錢以上を支拂わなければならない。使用者は、仕事を割当てる前に、被用者に文書をもつてその仕事に対する賃金率を通知しなければならない。使用者は、賃金率を低減する場合においては、暦日十四日前に文書をもつてその旨被用者に豫告しなければならない。自給八円五十錢を保證されていない出来高制又は手数料制によつて労働者を使用している使用者は、首席民政官から妥當公正なる賃金率の承認を得なければならない。

(労働時間)

第四十四條 使用者は、休憩時間の外一日につき、八時間又は一週につき四十八時間を超えて被用者に労働さ

せてはならない。

(食事時間)

第四十五條 使用者は、一日の労働時間が六時間又はそれ以下である場合においては、四十五分以上又は一日の労働時間が六時間を越える場合においては、一時間以上の無給食事時間を與えなければならない。使用者は、被用者が與えられた休憩時間を自由に利用することを許容しなければならない。

(休日)

第四十六條 使用者は、被用者に対して一週少なくとも一回の無給休日を與えなければならない。但し、事故、その他やむを得ない事由が生じた場合においては、使用者が被用者に対し四週間を通じて少なくとも四回の休日と與えることを條件としてこの規定によらなくてもよい。

(労働時間の延長)

第四十七條 使用者は、雇用條件に然るべく規定されている場合、又は被用者が自発的に時間外労働を申し出る場合、若しくは委員會の認証による労働組織がある時はその労働組織と、このような労働組織がない時は労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを首席民政官に提出した場合においては、第四十四條の労働時間又は第四十六條の休日の規定にかかわらず、それらの申出や協定に従つて労働時間を延長し、又は休日に労働させることがで

又は経費を支出すること、法人又は労働組合が政府職員の投票選挙若しくは前記官職への候補者選出のための政治的集会又は政党幹部会に関連して寄附し、又は経費を支出すること、並びに候補者、政治委員会、その他の者が、本條の規定により、禁止された寄附又は出資を受領することとは、違法とする。本條に違反して寄附し、又は経費を支出した法人又は労働組合はすべて、有罪とし、五万円以下の罰金に処せられ、又法人の役員又は取締役若しくは労働組合の役員で本條の規定に違反して法人又は労働組合の寄附又は経費の支出に同意した者は、有罪とし、一万円以下の罰金又は一年以下の懲役若しくはこれを併科する。

(強制労働)

第二十四條 本布令のいかなる規定も、個々の被用者に対して、その同意を得ることなくして労働又はサービスの提供を要求するものと解釋してはならない。また本布令のいかなる規定も個々の被用者が、その労働を放棄することを違法にするものと解釋してはならない。裁判所は、個々の被用者の同意を得ることなくして該被用者に対し労働またはサービスの提供を強制する令状を発してはならない。また、被用者がその就業場所での仕事が異常な危険状態にあるという理由で、悪意なくして、

その労働を放棄することは、この布令による同盟罷業とみなしてはならない。

(労働権)

第二十五條 労働組合若しくはその代表、又は何人も、労働爭議中に、求職者に対し、脅迫又は強制的に拘束する手段によつてその就職を妨げてはならない。本條の規定に、故意に違反した者は、有罪とし、二万円以下の罰金又は一ケ年以下の懲役若しくはこれを併科する。

(合衆國用地における労働活動)

第二十六條 米國政府の占有又は使用する地域において労働爭議を遂行するために暴力又はピケツティング(見張り)の形で労働活動をしてはならない。本條の規定に故意に違反した者は、有罪とし、五千元以下の罰金又は六ヶ月以下の懲役若しくはこれを併科する。

第四章 労働基準

(男女の差別的取扱)

第二十七條 使用者は、被用者が女子であることを理由として同等の業務に対し賃金について男子と差別的取扱をしてはならない。

(中間搾取の排除)

第二十八條 法律に基いて認可される場合を除いては、何人も業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(公民権の行使)

第二十九條 使用者は、被用者が労働

時間中に選挙権、その他公民として権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求したときは、これを拒否してはならない。但し、使用者は、権利の行使又は公の職務の執行に支障を來たさない限り、要求された時間を変更することができる。

(労働契約の基準)

第三十條 この布令による基準に達しない労働条件を規定した労働契約は、この部分については無効とし、これを本布令に基く條件に改めなければならぬ。

(労働契約の期間)

第三十一條 労働契約は、期間の定ないものを除き、事業完遂のために一定の期間を必要とする場合の外は、一年を超える期間について締結してはならない。

(労働契約の明示)

第三十二條 使用者は、労働契約の締結に際し、被用者に対する賃金、労働時間、その他労働条件に明示しなければならぬ。

二 前項の規定によつて明示された労働条件が実際に遵守されていない場合においては、被用者は豫告なしに該契約を解消することができる。

三 前項の場合において、就業のために住居を変更した被用者が契約解除の日から十四日以内に雇入れ地点まで帰る時は、使用者は必要な旅費を負担しなければならない。

(労働契約に対する違約金)

第三十三條 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を豫定する契約をしてはならない。

(控除)

第三十四條 使用者は、前借金、その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(貯蓄契約)

第三十五條 使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をし、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

二 使用者は、被用者の貯蓄金を、その委託を受けて管理しようとする場合においては、保管及び返還の方法を定めて首席民政官の認可を受けなければならぬ。

(業務上の負傷又は疾病による解雇の制限)

第三十六條 使用者は、被用者が業務上負傷し、又は疾病にかゝり、療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前、産後の女子が第五十八條の規定により休業する期間及びその後三十日間は、無給であっても雇用を継続する。但し、使用者が第六十三條の労働者災害補償計画によつて打切補償を支拂う場合又は天災事変、その他やむを得ない事由によつて事業の継続が不可能となつた場合においてはこの限りでない。

(解雇の豫告)

足に履行するため、又は詐欺若しくは脅迫によらずに請求、異議、苦情及び争議を示談協定し、調整し、解決し又は放棄するための金品支拂、その他有價物の交付に関する事項

(3) 正規の営業としての一版市價による物品の賣買に関する事項

(4) これら使用者の被用者、その家族及び被扶養者のみの利益のために被用者代表が設定した信託基金（これらの被用者、その家族及び被扶養者その他の使用者の雇用する被用者、その家族及び被扶養者の共同の利益のための信託基金であつて、当該地の使用者が同様の支拂いをする場合を含む。）への金銭、その他有價物の拂込に関する事項

但し、a かかる拂込金は、被用者の医療費、入院費、恩給金、退職手當、死亡手當、業務上の理由による傷害乃至疾病に対する補償若しくはそのいずれかに対する保険、失業手當、生命保険、廃疾保険、疾病保険又は災害保険として、被用者、その家族及び被扶養者の利益のために、元金又は利子若しくはその兩者から支拂うべく、これを信託保管しなければならない。b この支拂基準の詳細は、使用者との協約書に規定し、又被用者及び使用者はその代表者間の合意によつて設定できる中立者の

参加のもとにその資金の管理において平等な代表権を有する。又使用者及び被用者の集團がこの基金の管理について打開の策なく、しかもこれを打開する権限のある中立者がない場合においては、兩集團は該爭議を解決するために公平な審判者の選定に同意すべきことを前記協約書に規定し、又は適当な期間内にこの同意が得られない時は、常事者の一方の申請に基づき、民政副長官はこの爭議の解決にあたる公平な審判者を任命するものとする。なお、この協約書には信託基金の年次會計監査に関する規定を含め、該會計監査の結果は、信託基金の主たる事務所、その他該協定書に指定された場所で開催者の閲覧に供さなければならない。

c 被用者の恩給又は年金支給のための拂込は、別個に信託して該基金が被用者の恩給又は年給支給以外の目的には使用できないことを規定しなければならない。

四 本條の規定に故意に違反した者は、有罪とし、二万円以下の罰金又は一年以下の懲役若しくはこれを併科する。

(ボイコット、その他不法團結並びに損害賠償に関する訴訟)
第二十二條 本條に関する限り、左記の目的をもつて、労働組合が物品材料又は商品の使用、製造、加工、輸送、その他処理或は取扱い又はサ

ービスの提供に関し、同盟罷業又は就業中の集團拒否を行い、若しくはある使用者の雇用する被用者を勧誘奨励してこれらの同盟罷業又は就業中の集團拒否を行わしめることは、違法とする。

(1) 使用者又は独立企業者を強制して又はこれに要求して、労働組合又は使用者團體に参加させること、或は、使用者、その他の者を強制して又はこれに要求して他の生産者、加工業者又は製造業者の生産物の使用、販賣、処理、輸送、その他取扱をやめさせること若しくは他の者との商取引を止めさせること。

(2) 他の使用者を強制して又はこれに要求して、その被用者の代表としてある労働組合を承認させ又はこれと交渉させること。但し、該労働組合が第七條の規定に基いてかかる被用者の代表として証明されている場合においては、この限りではない。

(3) 使用者を強制して又はこれに要求して既に他の労働組合が第七條の規定によりその使用者の雇用する被用者の代表として証明を受けているにも拘らず、特定の労働組合を該使用者の被使用者代表として承認させ又はこれと交渉させること。

(4) 使用者が特定の仕事に従事する被用者の交渉代表を決定する委員

会の命令又は証明に従つことを怠つていのでない限り、該使用者を強制して又はこれに要求して該特定の仕事を他の一つの労働團體若しくは、職業、組合又は階級に属する被用者をさしおいて、特定の労働團體若しくは特定の職業、組合又は階級に属する被用者に割當てさせること。この頃のいかなる規定も、或る使用者の雇用する被用者が同盟罷業を行つており、且つ、その同盟罷業は該使用者が本布令の規定により、承認することを要する被用者代表によつて追認又は認可されたものである場合においては被用者がその使用者以外の使用者の構内に、立ち入ることを拒絶することを違法とするものと解釋されてはならない。

二 第一項の理由により又は第一項の違反により、その営業又は財産を侵害された者は、第二十條の制限及び規定に従い、爭議に要する費用にかかわりなく、兩当事者について第一審管轄権を有する裁判所に訴訟を提起し、その受けた損害及び訴訟費用を賠償させることが出来る。

(政治献金の制限)

第二十三條 民政府の布告、布令、指令、その他琉球列島の法律に基き設立された法人が、政治上の官職への選挙若しくは政治上の官職への候補者選出のための豫備選挙、政治的集会又は政党幹部会に関連して寄附し

解決案を提示して無記名投票による採否を求めることを含む。当事者が委員会の示唆した手続に同意せず、又は同意を拒否しても、この布令による義務乃至責任に対する違反とはみなされない。

四 兩当事者の同意した方法による最終的調整は、現存労働協約の適用乃至解釋に関して発生する苦情爭議の解決にとつて望ましい方法であることを宣言する。委員会は、かかる苦情爭議の解決に関しては最終的手段として、且つ、特別の場合においてのみ、その斡旋及び調停の労をとるべきである。

(使用者及び被用者の義務)

第十七條 労働爭議による事業の妨害を防止し、又はこれを最小限に喰止めるために、使用者、被用者及びそれらの代表者は、

(一) 賃金率、労働時間、及び労働條件に関する労働協約の締結、維持にあらゆる合理的な努力を拂わなければならない。この協約には、労働協約の條件変更を提案する場合においては適当な豫告をするという規定を含むものとする。

(二) 労働協約の條件乃至適用について爭議が発生し、且つ、当事者の一方又は將來この協約の当事者となるべきものから協議を要求された場合においては、直ちに、その開催を準備し、該協議において迅速に爭議を解決するよう努力しな

ければならない。

(三) 協議によつて、爭議を解決することのできない場合においては、該爭議解決を援助するためにこの布令の規定により委員会が開催する会議に完全、且つ、迅速に参加しなければならない。

(重要産業における労働爭議)

第十八條 第十三條の規定による重要産業に爭議が発生した場合においては、この布令によつて設けられた委員会の援助のもとに、この爭議の調整及び解決に万全を期すことは、労働爭議兩当事者の義務である。当事者のいずれも、委員会の提案した解決案を全部又は一部につき受入れる義務を有するわけではない。

二 労働爭議の発生について公式の通告を受取つた日から六十日以内に該爭議が解決されない場合においては、委員会は前記六十日の期間の最終日に、兩当事者の見解に関する声明書及び使用者の最終解決策の陳述書を含めて、各当事者の現在の主張見解及び解決のために拂つた努力を首席民政官に報告しなければならない。首席民政官は、この報告書を一般に公開しなければならない。委員会は、次の十五日の期間内に、爭議の関係当事者である各使用者に雇用される労働者が、その使用者の提案する最終解決策の受諾を希望するかどうかについて無記名投票を行い、且つ、その後五日以内に首席民政官

に対し、その結果を証明しなければならない。

三 前記投票の結果についての証明があつた時又は解決に到達した時には、首席民政官は委員会の事実認定及び投票並びに首席民政官が考慮及び善處に妥当適切と思料する勧告を含む該爭議解決の処置手続について、充分詳細に、且つ、総合的に民政副長官に報告しなければならない。

(労働協約に関する情報)

第十九條 利害関係ある使用者及び被用者の代表並びに一般大衆の参考資料としての情報を提供するために、琉球列島米國民政府労務課はできるだけすべての関係労働協約、その他労働爭議の解決又は調整に利用し、且つ、必要とした協定及びそれに基づいて執つた処置の写しを整理保存しなければならない。これらの資料は、首席民政官の定める適当な條件のもとに、公開して閲覧に供しなければならない。但し、内密に提供された特殊情報を公開してはならない。

二 琉球列島米國民政府労務課は、委員会又は使用者、被用者若しくはその代表の要求に應じて労働爭議の解決に役立つすべての資料及び事実に関する情報を提供することが出来る。但し、内密に提供された特殊情報は、公開してはならない。

(労働団体に関する訴訟)

第二十條 この布令に定義せられた被

用者を代表する労働組合は、その代理人の行動に対して責任を有する。

該労働組合は、一体として、且つ、その代表する被用者のために訴訟の當事者となることができる。労働組合に対する金銭上の判決は、一体として組合及びその資産に対してのみ執行することができ、個々の組合員又はその資産に対しては執行してはならない。

二 労働組合の役員又は代理人に対し、その資格において、呼出状、召喚状その他、法律上の令状を送達した場合においては、それは労働組合に対する送達となる。

(組合員の天引及び組合福利基金)

第二十一條 使用者がその雇用する被用者の代表に金銭、その他の有價物を支給又は交付することは違法とする。

二 被用者代表がその雇用されている使用者から金銭、その他の有價物を受領、又は受領することに同意することは違法とする。

三 本條の規定は、左記の事項については適用されない。

(一) 使用者がその現被用者又は以前の被用者である代表に対して、被用者としてのその勤務に対して又その理由をもつて、報酬として支拂すべき金銭、その他の有價物に関する事項

(二) 裁判所の判決又は仲裁人若しくは中立の議長の判定乃至裁定を満

言を行う者は、その証言中犯した偽証を理由とする訴追及び処罰を免れることはできない。

(4) 委員会の発する告発状、命令その他執行令状乃至文書は、送達を受くべき者の主たる事務所又は營業所に、人手によつて送達するか、書留郵便又は電報によつて送達するか、若しくはその写しを置いてくることによつて送達する。送達者がその送達方法を記載して証明した報告書は、その送達の証拠となり、又前記書留郵便送若しくは打電の場合には配達証明付郵便又は電報受取証がその送達の証拠になるものとする。

(委員会の業務妨害に対する罰則)
第十條 この布令の規定による業務執行中の委員会の委員に故意に反抗、妨害若しくは、干渉した者は、有罪とし、五千元以下の罰金又は六ヶ月以下の懲役若しくはこれを併科する。

(罷業種)
第十一條 特に規定されたものを除き、この布令のいかなる規定も、手段のいかんを問わず、同盟罷業を行う権利に干渉し、妨害し、若しくはこれを縮少し、又はこの権利に対する制限乃至條件を課すものと解されはならない。

(第一種被用者の同盟罷業及び忠誠の宣誓)
第十二條 第二條第三項(1)の第一種

被用者が同盟罷業に参加することを違法とする。何人も、米國政府に対して同盟罷業する者、又は米國政府に対する同盟罷業の権利を主張する政府被用者團體の一員若しくは暴力による米國政府の顛覆を唱導する者又はこれを唱導する團體の一員を第一種被用者として雇用し、又は就業させてはならない。この項の規定に故意に違反するものは、有罪とし、五萬元以下の罰金又は二ヶ年以下の懲役若しくはこれを併科する。同盟罷業をする第一種被用者はすべて、直ちに解雇され、且つ、この布令の規定に基く第一種被用者としての資格を喪失するものとする。

二 合衆國の法規に反して、米國政府に対する同盟罷業をしたことがなく、又米國政府に対する同盟罷業を主張する政府被用者團體の一員でもないという宣誓供述書又は暴力による米國政府の顛覆を唱導する者若しくはこれを唱導する團體の一員でもないという宣誓供述書は、前記米國政府の法規を遵守する目的をもつて、これを一應の証拠とみなす。かゝる宣誓供述書に関しては、一九四九年六月二十八日付、軍政布令第一號「刑法並に訴訟手続法典」の二、一八の規定を適用するものとする。

(重要産業における同盟罷業)
第十三條 何人も、公衆の保健、福祉若しくは安全に必要な重要産業又は

業務の正常な運営を妨げるような罷業に参加し、又はかかると行動を惹起若しくはせん動してはならない。

二 重要産業又は業務の使用者は、作業所を閉鎖してはならない。

三 この布令においては、左記のものを重要産業又は業務とみなす。

(1) 水道、電氣、又はガスの供給事業

(2) 運輸事業

(3) 郵便、電信、電話またはラヂオに関する事業

(4) 港湾施設の運営及び維持に関する事業

(5) その他、合衆國及び琉球列島の保安に関する基本原理に鑑み、本質的に重要なものとして民政副長官が告示する事業または業務

四 本條の規定を故意に侵犯した者は、有罪とし、五萬元以下の罰金又は二ヶ年以下の懲役若しくはこれを併科する。

(監督者の組合加入權)

第十四條 本布令のいかなる規定も、監督者として雇用されたものが労働組合の一員となり、又は組合員たる地位に留ることを禁ずるものではない。但し、使用者は本布令により監督者として定義された者を、團體交渉に関する法律のために、被用者としてみなすことを強制されるものではない。

(クローストショップ及びユニオンショップ—雇用及び労働條件としての組

合加入)

第十五條 この布令のいかなる規定も、第六條第一項(3)又は第二項

(2)の規定に反して雇用條件として或る労働組合の組合員たることを要求する労働協約の締結又は適用を認可するものと解されてはならない。

第三章 斡旋及び調停

(労働関係委員会の機能)

第十六條 労働爭議によつて第二條第二項の使用者の事業が阻害されることを防止し、又はこれを最少限に喰止めるために、斡旋及び調停によつて関係当事者を援助して該爭議を解決せしめることもまた委員会の任務である。

二 委員会は、前記使用者のいかなる労働爭議にも、自発的に又は爭議當事者の一方若しくは双方の申請に基いて、その助力を申出ることができ。委員会は、爭議に助力を申し出たときは、直ちに兩當事者と連絡をとり、斡旋及び調停によつて兩當事者を協定せしめるよう最善の努力を拂つ義務を有する。

三 委員会は、適當な期間内に斡旋によつて兩當事者を協定せしめ得ない場合においては、兩當事者に対して同盟罷業、作業所閉鎖、その他の強制手段に訴えることなく、爭議を解決するため、自発的に他の方法を発見するよう勧告を試みなければなら。この解決手段には、交渉單位内の被用者に対して使用者が最終的な

証拠が重要なものであり、且つ、委員会の審理にこの追加証拠を提出しなかつたことについて相當な理由があつたということを申請した時は、民政副長官は委員会に対して追加証拠を採用すべきこと及びこれを前記議本の一部となすべき事を命令することが出来る。全体として考えられた記録上の充分な証拠によつて裏付けられた事実認定は確定的であるという理由により、委員会はその事実認定を修正し、又は新に事実認定をなすことができ、且つ、最初の命令の修正又は廃棄について、要すれば、勧告書を提出しなければならない。

七 委員会の命令は、この全部又は一部を支持、變更又は却下することを確定する民政副長官の最終決定があるまでは、停止される。委員会が命令を発して十日以内に本條第六項に基く申請が民政副長官に提出されない場合には、その命令は確定的となり、委員会は本條の第四項及び第五項に基いてその命令執行を裁判所に申請する権限を有する。

八 この布令による申請は、遅滞なくでき得るならば申請受理後十日以内に、審理しなければならない。

九 何人によらず第六條第二項（４）（d）の意味における不当労働行為を行つたという提訴があつた時は、委員会はこの不當労働行為発生の原因である争議を審理、決定する権限を有し、且つ、その義務を有する。但し、この

提訴がなされた旨の通告の後十日以内にその争議の當事者が争議を調整した旨の、又は争議を自主的に調整する方法について合意した旨の充分な証拠を委員会に提出した時は、この限りでない。争議の當事者が委員会の決定に従つた時又は争議の自主的調整が行われた時は、この提訴は廃棄される。

十 何人によらず、第六條第二項の４

（a）、（b）又は（c）の意味における不當労働行為を行つたという提訴があつた時は、早急に、且つ、同性質の事件以外のすべての他の事件に先立つて、その予備審査を行わなければならない。該審査の結果、その提訴が真実であり、且つ、告発状を発すべきであると信ずるに足る相當の理由がある時は、委員会は審理に先立ち仮命令を発してかゝる不当労働行為を停止させることができ、この仮命令は他のいかなる法律の規定に拘らず、委員会の確定的命令が発効するまではその効力を有するものとする。前記豫審に際し、委員会は提訴に係りある者にその旨の通知を送達せしめ、又提訴人を含む関係者は辯護人を介して出頭して関係証拠を提出する機会を與えられるものとする。

労働組合の役員又は代理人に対する通告の送達は、労働組合に対する送達とみなし、労働組合を該訴訟の當事者たらしめるものとする。かゝる

救済が適當である場合は、こゝに定める手続は第六條第二項（４）（d）に関する提訴にも適用されるものとする。

（召喚状、証拠及び調査権）

第九條 委員会がこの布令に基いて與えられたその権限を行使するために必要、且つ、適當と考えるすべての審理及び調査を行うために

（１）委員会は、審査の目的をもつて適時、被調査者又は起訴されている者の証拠で調査中の事項又は問題とされている事項に係るものを閲覧し、且つ、その写しを取る権限を有する。但し、委員会は米國政府保安規則に反して秘密の情報を受ける権限を有しない。委員会は、関係當事者から申請があつた場合には、直ちに、その當事者に召喚状を発して証人の出頭及び証言を求め又は該申請の要求する訴訟手続乃至調査における証拠を提出せなければならない。ある者に対し、その所有又は保管している証拠の提出を求める召喚状が送達されてから五日以内に、その者は委員会にその取消しを請願することができ、委員会は提出を求められている証拠が審理手続において調査中の事項又は問題とされている事項と関係がないと考え、又はこの召喚状が提出を求められている証拠について充分詳細に記述していないと考える時は、これを取消すものとする。

委員会の委員はすべて、宣誓乃至誓言を行わしめ、証人を審問し、及び証拠を受理することが出来る。かかる証人の出頭及び証拠の提出については、審問のため指定された場所のいかんを問わず、琉球列島のいかなる場所からもこれを要求することが出来る。

（２）発せられた召喚状に應ずることに違命又は拒絶する者に対しては、その者の当該管轄裁判所は、委員会の申請に基き、その者に命令を発して委員会に出頭し、且つ命ぜられた証拠を提出すること、又は調査中の事項若しくは問題の事項に係る証言をすることを要求する権限を有する。裁判所の命令に従わない者はすべて、法廷侮辱罪として、當該裁判所がこれを罰することが出来る。

（３）何人も要求された証言又は証拠によつて自己が有罪となり、又は處罰され、若しくは没収されるおそれがあるという理由によつて、委員会の召喚状に應じて出頭し、証言し又は帳簿、記録、通信、文書、その他の証拠を提出することをお免されることはできない。但し、何人も有罪自供拒絶の特権を主張した後は、証言又は証拠提出を要求されている取引、事項乃至事物につき又はこれを理由として訴追され、又は處罰若しくは没収をされることはない。但し、かゝる証

これらと同時に又は過去十二ヶ月以内に該労働組合の各役員が共産黨員でなく、又同党と何んらの關係を有せず、且つ、合衆國政府を暴力又は非法的手段によつて顛覆することを信條としないこと又かゝることを信條とし或は唱導するいかなる團體の一員でもなければ支持者でもないことを述べた口供宣誓書が委員会に提出されていなければならぬ。この口供宣誓書に関しては、一九四九年六月二十八日付、軍政布令第一號「刑法並に訴訟手続法典」の二二、一八の規定を適用する。

（不当労働行為の防止）

第八條 委員会は、以下に規定するよう、何人に対しても不当労働行為（第六條に列挙）をなすことを防止する権限を有する。この権限は、協約又は法令等に基づくいかなる調整又は防止の方法によつても阻害されることはない。

二 委員会は、或る者がかゝる不当労働行為をなし、又はなしつゝある旨の提訴があつた時は、当該不当労働行為者に提訴理由を記載した告発状を送達し、若しくは送達されつゝる権利を有し、なお、この告発状には送達後五日以上を経て指定場所において委員会による審問を行つ旨を併記するものとする。但し、委員会への提訴及び被告発者に対する該提訴の写しの送達より六ヶ月前に行われた不当労働行為については告発状を發してはならない。

かゝる告発状はすべてこれに基いて命令の發せられる日以前であれば何時でも委員会の自由裁量によりこれを修正することができる。被告発者は、最初の、又は修正された告発状に対して答辯書を提出し、又告発状に指定された場所及び日時に本人自ら又はその他の方法で出頭して証言をなす権利を有する。委員会の自由裁量により他のいかなる者でも前記の手續に参加し、且つ証拠を提出することを許される。

三 委員会の應取した証言は、文書をもつて作成し、委員会に保管される。

その後においても委員会はその自由裁量により通知をなした上で更に証言又は論証を聴取することができる。委員会は、その聴取した証言により多くの真実性を認めた場合には告発状に指名された者が不当労働行為をなし、又現に行いつゝあるという見解を採つて、その認定事實を記載してその者に當該不当労働行為を防止すること及び賃金の遡及拂と共に又はこれを伴わずに被用者を復職させることも含めてこの布令の政策を実効あらしめるような積極的行為をなすことを要求する命令を發し、且つ、この命令を送達せしめなければならぬ。命令が被用者の復職を命ずるものである時は、未拂賃金の遡及は、その被用者が被つた差別待遇について責任ある使用者又は労働組合に対し要求することができる。

なお、告発状が第六條第一項（一）の違反として發せられるべきか又は第六條第一項（二）の違反として發せられるべきかを決定し、且つ、かゝる事件について決定をなすに當つては、決定に関する同一の規則が適用されるものとする。かゝる命令には更にその命令履行の程度を隨時報告する様要求する事ができる。委員会は、その聴取した証言に基き告発状に指名された者が不当労働行為を行い又は現に行いつゝあるということを認めない場合には、その認定事實を記載して該告発状却下の命令を發しなればならない。委員会は、正當な理由によつて停職又は解雇された者については復職又は未拂賃金の遡及支拂を要求する命令を發してはならない。

四 委員会の正式命令が送達後十日以内又は委員会の認める期間内に履行されない場合においては、委員会は該命令の執行について当該所管裁判所に上訴する権限を有し、本條の第五項に基き、事件は當該裁判所において審理される。この命令の遵守を拒絶又は無視する者が琉球又は民政府の裁判所の管轄圏外にある場合においては、その事件を關係軍司令官に付託して善処しなければならぬ。

五 委員会は、裁判所に命令執行を申請した場合は、該裁判所で事件を訴追する責任ある事務所に該事件に係る委員会の事実認定及び最終命令を提出しなければならない。この提出があれば、該事件を該裁判所で訴追すべく訴訟を提起しなければならない。該裁判所は、委員会の命令の執行について判決を下す権限を有する。事実問題に関する委員会の認定は、決定的である。

六 その請求した救済の全部又は一部を容認し又は拒否する委員会の最終命令に不服の者は、送達後十日以内に民政副長官に該命令の修正又は廃棄を文書を以て申請して民政副長官の再審査を求める事ができる。この申請の写しの一部は、直ちに委員会に送達しなければならない。その上で、委員会は不服を申立てられた該命令の基礎となつた答辯及び証言を含む審理手續上のすべての記録の謄本並びに該事件についての委員会の事実認定及び命令を民政副長官に提出しなければならない。民政副長官は、之らの記録謄本を審査して、委員会の命令の全部又は一部を支持、變更又は却下する権限を有する。委員会に申立てられなかつた異議に関しては、民政副長官はこれを考慮しない。但し、特別の事情によりかゝる異議の申立がなされなかつた場合は、この限りでない。事実問題に関する委員会の認定は、それが全体としての記録による充分な証拠によつて支持されている時は、確定的なものと考えられる。当事者の何れか一方が民政副長官に対してかゝる追加

が最早第七條第一項に規定する代表ではないと確信している旨の申し立てがあつた時。

b 使用者が一人又はそれ以上の個人若しくは労働組合から第七條第一項の規定による代表として承認することを要求された旨提訴した時。

(2) 委員会は、いかなる場合においても、かゝる労働組合又はその母体となつた労働組織に関し、第八條第三項に基づくことなく発せられた命令を理由として労働組合に対して被選挙資格を拒否してはならない。

(3) 過去十二ヶ月の期間内有効な選挙を行つた交渉単位又はその下部組織において選挙を命じてはならない。同盟罷業中の被用者で復職の資格がないものは、投票権を有しない。選挙において候補者の何れもが過半数を得ない場合は決戦投票、即ち選挙における最高の有効投票数を得た者及びこれに次ぐ票数を得た者の間の選択投票を行わなければならない。

(4) この條項のいかなる規定も委員会の判定規則に従つて同意選挙を行うため、規約によつて審問することを禁止する趣旨に解されてはならない。

(5) 第二項の目的のために、或る單位が適當であるかどうかを決定するにあつては、被用者の組織の範圍いかんは問題ではない。

四 第八條第三項の規定に従つて発せられた委員会の命令の全部又は一部が本條第三項の規定による調査の後に証明された事実に基づいており、且つ、この命令の執行又は再審が提訴されているときは、かゝる証明及び調査の記録は第八條第五項又は第六項の規定により提出されるべき事実認定に包含されなければならない。これにより、委員会の命令を執行する裁判所の処置又は委員会の命令を全部又は一部につき、支持、變更又は却下する民政副長官の処置は、かく加重された事実認定及び委員会の命令に加味されなければならない。

五 労働組合が、左記の規定に従つた場合を除き、委員会は本條第三項に基き該労働組合が提起した被用者代表表に関する問題について調査をし、又第八條第二項の規定による労働組合の提訴に基いて告発状を発することとはできない。即ち労働組合が

(1) 首席民政官の定める方式に従つて事前にその定款及び條令の写し並びに左記事項に関し、報告書を首席民政官に提出しなければならぬ。

a 当該労働組合の名称及び主たる事務所の所在地

b 役員乃至代理人の氏名、役名、報酬及び手当並に前年度にこれら役員乃至代理人の各々に支拂つた報酬及び手當の額高

c 前記役員乃至代理人の選挙、任命、その他選出の方法

d 新組合員が當該労働組合に加入するときに支拂うべき組合加入費

e 組合員が、当該労働組合の有資格組合員としての地位を保有するために支拂うべき定期の組合費

f i 組合員たる資格又は組合員に対する制限、 ii 役員及び会計係の選挙、 iii 定時乃至臨時の会合の召集、 iv 割当金の徴収、 v 罰金の賦課、 vi 交渉要求の認可、 vii 協約條件の追認及び、 viii 組合員の除名及びその理由について執るべき手続を規定した当該労働組合同定款及び條令に関する詳細な証明又は参考事項

(2) 事前に次のことを証明しなければならない。

a i あらゆる種類の収入及び

その出所、 ii 前年度末現在の資産及び負債の総額、 iii 前年度における支出及びその費途について、首席民政官の定める方式に従い首席民政官に報告書を提出したこと。

b 首席民政官に提出すべき第一項の会計報告書の写しを全組合員に配布したこと。

六 労働組合は、首席民政官の定める方式に従い、本條第五項(1)の規定により最初の届出書類に記載すべき事項を現状に即せしめるための年次報告書を首席民政官に提出し、且つ、第五項(2)に規定された書式及び方法に基き、年次財政報告書を首席民政官に提出し、同時にこれを全組合に配布する義務を有する。いかなる労働組合も本項に規定する義務を果たさうことを証明することができるときを除いては、被用者の代表として本條に規定する証明をうける資格はなく、又當該労働組合の提訴した事項に関し第八條の規定による告発状は発せられない。

七 委員会が本條第三項に基き労働組合により提起された被用者代表に関する問題について調査をし、且つ、第八條第二項の規定による労働組合の提訴に基き、告発状を発するには

の被用者に係る労働協約が有効である場合において該協約の廃止又は変更を希望する当事者が左記の處置を執るのなければ兩当事者の何れも團體交渉の義務として該協約を廃止又は變更することはできない。

(1) 労働協約の満期の日の六十日前又は該労働協約にその効力満了の期日が規定されていない場合には、廃止又は變更の提案期日の六十日前に他の当事者に対して文書をもつて廃止又は變更の提案を通知すること。

(2) 新労働協約又はその修正を提案された協約について交渉するために他の当事者との会合及び協議を申込むこと。

(3) 協議が調わない時は、前記通知後、三十日以内に委員会に対し、爭議が発生している旨を通知すること。

(4) この通知後六十日間又は現行協約の満期の日(何れか後の日)までは同盟罷業又は作業場閉鎖の手段に訴えることなく、現存の労働協約のすべての條項を完全に遵守して引続き有効ならしめること。労働協約の一方の当事者である労働組合又は個人が第七條第一項の規定による被用者代表の資格を他に奪われ又は代表でなくなつた旨委員会が証明した時は、(2)、

(3) 及び(4)の各項規定によつて使用者、被用者及び労働組合に課された義務は不用となり、且つ、この義務は、協約中の條件について該條件が協約の規定に基いて再施行され得る前に該條件の修正を発効せしめようとして一定期間中相手方に該條件を討議し、且つ、同意することを要求するものと解してはならない。この項の規定する六十日の期間内に同盟罷業を行つた被用者はすべて第六條、第七條及び第八條の規定の趣旨により、その労働爭議の当事者である使用者に雇用される被用者としての地位を失ふものとする。但し、被用者のかかる地位の喪失は、その被用者が右の使用主に再び雇用された時は終了するものとする。

(代表及び選舉)

第七條 團體交渉を目的として、適当な單位における被用者の過半数により指定又は選出された代表者は、給與率、賃金、労働時間、その他雇用條件に関する團體交渉において該單位における全被用者を全面的に代表するものである。但し、その調整が現行の労働契約又は協約に抵觸しない限り、被用者はすべて單獨に又は團體をなして交渉代表を介入させず、に何時でもその使用者に苦情を提出してそれを調整させ得る権限を有す

る。又この場合、交渉代表は、かかる調整に立会う機会を與えられるものとする。更にまた、第五條に規定された第二條第三項第一號の第一種被用者による又は該被用者のための團體交渉に対する禁止に拘らず、これら被用者の集團結成の権限は認められ、且つ、その提議又は陳情書は迅速に考慮される。但し、一團體をもつて一施設における第一種被用者全部の利益を單一に代表するものと解しないことをこゝに明らかにする。

二 委員会は、被用者がこの布令により保証された權利を完全に自由に行使することを確保するために、團體交渉に適當な單位を使用者別、職種別、工場別又はこれらの下部機構別の何れにするかを各場合について決定するものとする。この場合、委員会は(1)職種別單位が團體交渉のために不適当であると決定するには、以前委員会がそれと異なる單位を決定したという理由では不充分であつて、その單位を提案された職種の被用者の過半数がその職種を單位として、独立の代表を持つことに反対である旨投票した場合でなければならぬ。

(2)使用者の財産を保護し、又は使用者の構内にいる者の安全を期するための規則を被用者、その他の

者に対し施行するという任務を持つ守衛として雇用される者その他の被用者と共に或る單位に含まれている場合、その單位は團體交渉のために適當であると決定してはならない。また、いかなる労働組合も、これが守衛以外の被用者を加盟させている場合又は守衛以外の被用者を加盟させている團體に、直接或いは、間接に關係を持つ場合は、守衛の交渉單位における被用者代表としての証明を與えてはならない。

三 (1) 委員会の定める規程に従つて左記の提議がなされた時は、委員会はこれを調査し、正式の通知をした上、適當に審問をしなければならぬ。委員会が審問の結果代表に関する問題の実存を認定した時は、無記名投票を指定してその結果を証明しなければならない。

a 一人の被用者又は被用者團體若しくは被用者の利益を代表する個人又は労働組合が相当数の被用者とその團體交渉における代表者を得たいと希望しているが、その使用者は、第七條第一項の規定による代表權の承認を拒んでおり又は交渉代表の証明を受けているが若しくは現に使用者によつて交渉代表として承認されている個人又は労働組合

し又はこれに介入し、若しくは労働組合に財政的、その他の援助を與えること。但し、第四條によつて委員会が制定公表した規則及び規程に基いて、使用者は、被用者が時間又は賃金を失ふことなく使用者と就業時間中に交渉することを許可することができる。

(3) 雇入、雇用期間又はいかなる雇用條件に關し差別を設けることによつて労働組合の組合員たることを奨励又は阻止すること。

(4) この布令の基いて提訴又は証言したという理由をもつて被用者を解雇又は不利益取扱をすること。

(5) 第五條及び第七條第一項に規定する被用者代表との団体交渉を拒否すること。

二 左記の行為を労働組合又はその代理人の不當労働行為とする。

(1) 第五條の規定により保証された被用者の権利行使を抑制又は強制すること。但し、この規定は、労働組合がその組合員たる資格の取得又は保有について自らの規則を定める権利を妨げるものではない。

(b) 団体交渉又は苦情調整のために使用者がその代表を選出することを抑制又は強制すること。

(2) 使用者をして第二項(3)に違反して被用者に対して不利益取扱をさせ若しくはさせようと企てる事又は

はその労働組合に加入することを拒否され或は組合から除名された被用者に対して不利益取扱をさせ若しくはさせようと企てること。

(3) 第七條第一項に基く被用者代表がその使用者との団体交渉を拒否すること。

(4) 左記各號の一を目的として物品、原料又は商品の使用、製造、加工、輸送、その他取扱又はサービスの提供に關係する者が同盟罷業又は就業の集團拒否し、若しくは他の同職關係被用者を勧誘助成して同盟罷業又は就業の集團拒否をさせること。

(a) 使用者又は独立企業者を強制し或はこれに要求して労働組合又は使用者團體に加入せしめ、又は使用者その他の者を強制し或はこれに要求して他の生産者、加工業者又は製造業者の生産物の使用、販賣、處理、輸送、その他の取扱を止めさせ若しくは他の者との商取引を止めさせること。

(b) 他の使用者を強制しあるいはこれに要求して第七條の規定に基いて合法的に認證させていない労働組合を該使用者の雇用する被用者の代表として承認させ又はそれと交渉させること。

(c) 使用者を強制し或はこれに要

求して既に他の労働組合が第七條の規定により或る使用者の雇用する被用者の代表として証明されているにも拘らず、特定の労働組合をこの使用者の雇用する被用者の代表として承認させ又はこれと交渉させること。

(d) 使用者が特殊の仕事をする被用者の交渉代表を決定する委員会の命令又は証明に従つことを怠つていない場合において該使用者を強制し又はこれに要求して他の一つの労働組織、職種、組合又は階級以外の特殊の労働組織、職種、組合又は階級に屬する被用者に前記特殊の仕事を割当てさせること。

但し、第二項のいかなる規定も、或る使用者の被用者が、この布令の規定に基いて、各使用者が承認することを要する被用者代表によつて追認又は承認された同盟罷業に従事している場合には、この使用者の構内に、他人の立入りを拒絶することを違法とするものと解釈してはならない。

(5) 委員会がすべての事情から考へて過当又は差別的であると認定する額の組合加入費の支拂を組合加入の條件として被用者に対して

要求すること。かかる認定をなすにあつて、委員会は他の關係要素のうち特にその事業における労働組合の行為乃至慣習及び關係被用者に現に支給されている賃金を考慮しなければならない。

(6) 使用者を強制して履行されていらない又は履行される必要のないサービスに対して取立金の意味で金銭、その他の有價物を支給、交付又は支給、交付することに同意させ若しくはこれらのことを企圖すること。

三 文書、印刷、図表又は何んらかの有形的な方法による見解、議論、又は意見の発表又はその弘布は、それが報復又は暴力の威嚇若しくは利益提供の約束を含むしない限り、この布令の規定によるいかなる不当労働行為も構成せず又その証拠ともならない。

四 この條において団体交渉とは賃金、労働時間、その他雇用條件、労働協約の交渉又はそれに附随する諸問題及び協約の成文化について一方の当事者の要求により使用者と被用者代表が適時に会合し誠意をもつて協議することによつて相互の責任を履行することをいう。但し、このために何れの當事者に対してもこれを強制して提案に同意せしめ又は譲歩せしめてはならないし、又或る事業

軍施設の特許企業者若しくは被免許者は含まない。

三 「被用者」とは、琉球人被用者のすべてを含み、この布令に別に明示しない限り、特殊使用者の被用者に限定されるものではなく、現に発生している労働爭議の結果として、若しくはそれに関連して仕事を止め、又は不當労働行為のため仕事を止めて、他に正規の、且つ、実質上同等の職を得ていない者も含む。但し、農業に雇用される者、家族又個人の家庭における家事上の仕事に雇用される者、親又は配偶者に雇用される者、独立の請負人たる身分を持つ者、監督者として雇用される者、若しくは、この布令に定める以外の使用者に雇用される者は含まない。被用者を左記のとおり類別する。

- (一) 第一種 米國政府割当資金から支拂いを受ける直接被用者
 - (二) 第二種 米國政府非割当資金から支拂いを受ける直接被用者
 - (三) 第三種 琉球列島米國軍要員の直接被用者
 - (四) 第四種 契約履行中の米國政府請負業者の被用者
- 四 「代表者」とは、個人又は労働團體のすべてを含む。

五 「労働組合」とは、被用者が関與し、且つ、苦情、労働爭議、賃金給與率、労働時間又は労働條件について使用者との交渉を全部又は一部の目的とするあらゆる種類の團體代行機関、被用者代表委員会又はその他の制度をいう。

六 「不当労働行為」とは、第六條に列擧されたすべての不当労働行為をいう。

七 「労働爭議」とは、雇用の期間又は條件に関する爭議又は雇用条件を交渉、取極め、維持、變更、調整する場合の團體結成乃至代表に関する爭議を含み、爭議の当事者が使用者及び被用者との直接関係にあると否とを問わない。

八 「同盟罷業」とは、被用者の行うすべての同盟罷業、その他集團的労働停止（労働協約の満期を理由とする労働停止を含む。）及び被用者の行う集團的怠業、その他集團的作業阻害をいう。

九 「労働関係委員会」とは、第三條に規定する労働関係委員会をいう。

十 「監督者」とは、使用者の利益のために、他の被用者の雇入、轉職、停職、一時解職、復職、昇進、解雇配置、賞罰、又は訓練を行い、その責任において被用者を指揮し、若しくはその苦情を調整し、或は、かかる處置につき実際に勧告をする権限を有する者であつて、かかる権限の行使が日課的又は書記的性質のものではなく、独自の判断を必要とする者をいう。

十一 何人も、他人の代理人として行動し、その行為に対して當該他人の責任を生ぜしめるかどうかを決定するに当つては、その特定の行為につき実際に権限を與えられたか又はその行為が事後承諾されたかどうかは問題ではない。

十二 「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞與、その他名称のいかんを問わず、労働に対する報酬として使用者が被用者に支拂うすべてのものをいう。

第二章 労働組織 (労働関係委員会)

第三條 一九五三年一月十七日付、民政府布令第九十七號及びその改正令によつて構成された労働委員会は以後労働関係委員会（以下委員会という）と称する場合を除き、琉球列島米國民政府の代行機関として引続き存置する。この委員会は、六人の委員をもつて構成し、三人の琉球人委員は琉球政府行政主席の推薦により、他は陸軍、空軍、及びデリストリクト・エンチニヤから一人づつ各軍司令官の推薦により民政副長官が

任命する。

二 委員会は、各曆年末において、その審理した事件、これに下した決定及びその支出総額について民政副長官及び首席民政官に対し文書をもつて詳細に報告しなければならない。

(規則及び規程)

第四條 委員会は、隨時、この布令の執行に必要な規則及び規程を制定、改正及び廃止する権限を有する。

(組合活動)

第五條 被用者は、團體交渉、その他相互扶助又は保護の意図で自主的に団結する權利、労働組合を結成し、これに加入し、又はこれを援助する權利、自ら選出した代表者を通じて、團體交渉を行う權利、その他の團體活動に従事する權利を有すると共に、また、かかる活動の一部又は全部に参加しない權利を有する。但し、第二條第二項（一）の第一種被用者、その労働團體又は該労働團體代表者は、使用者に團體交渉又は労働協約を提議し、又は行つてはならない。

(不當労働行為)

第六條 左記の行為を使用者の不當労働行為とする。

- (一) 被用者が第五條の規定によつて保障された權利を行使すること、に介入、妨害又は強制すること。
- (二) 労働組合の結成又は運営を支配

權利を拒否されることはない。

三 労働者はすべて、その使用者に對する權利の代表者を自ら選出する權利を有する。

四 労働者はすべて、休憩及び休暇に對する權利を有する。

五 労働者はすべてその、労働の質と量に應じて、報酬を受ける權利を有する。

六 何人も、その意志に反して、労働を強要されることはない。

七 兒童は、教育を受けることができ、且つ、その労働が搾取されないように、労働することを禁ずる。

八 労働者はすべて、安全で且つ健全なる労働條件に對する權利を有する。

九 労働者又は求職者は何人も、條件として、他人に何んらかの利益を與えることを要求されない。

十 労働者は、何人も、他人の意志に反して、その正式就業を妨げることはできない。

第一章 總 則

(目的)

第一條 この布令の目的は、琉球列島駐留米國軍隊が雇用する琉球人に對する労働條件を規定してその健康、能率及び一般的福祉に必要な生活の最低基準を維持することにある。

この布令又はその他の布令、指令、

廻狀若しくはその改正令によつて、特に制限のない限り、使用者がより高度の基準を制定することを妨げるものではない。

二 合衆國の法規に別段の制限がない限り、被用者が雇用條件、その他相互扶助又は保護について協議するための被用者の團體交渉及びその手続を助成し、且つ、被用者が團結し、自主的に組織し、また自らその代表者を選出することの完全なる自由の行使を保護することは、琉球列島米國民政府の政策であることを宣言する。

三 なお、左記の事項も琉球列島米國民政府の政策であることを宣言する。

(一) 健全にして安定した産業、平和並に琉球列島の一般的福祉、健康安全の促進及び使用者、被用者の最大利益の増進は、使用者と被用者代表が協議及び團體交渉の過程を経て労使間の争点を解決することによつて最も満足に確保することができ。

(二) 團體交渉による労使間の争点の解決は、調停、仲裁及び自発的調整のための政府施設機關を十二分に、且つ、適当に利用して、使用者及び被用者代表が賃金率、労働時間及び労働條件について協定の

締結維持を援助輔佐し、且つ、協議及び團體交渉によつて締結された相互の労働協約によつて、又は労働争議の解決について適用されるその他の協約に規定された方法によつて兩者間の意見の相違を調整すべくすべての合理的努力をすることによつて、これを促進することができる。

(三) 労働協約の兩當事者間に起る或る種の紛争は、適當な政府機關を充分に利用して、労働協約中に該協約の條件變更を提案する際の適當な豫告の規定、該協約の適用乃至解釋に關する苦情乃至疑義の最終的調整の規定、その他かかる紛争の再発を防止するための規定を挿入するにあつて、使用者及び被用者代表による文案作成を援助することによつてこれを未然に防止し、又は最小限に喰ひ止めることができる。

四 この布令が民政府の先行布令又は指令、及び琉球政府の法律又は行政規則並びに琉球列島において施行されている日本の法律、布令又は規則に矛盾若しくは抵觸する場合は、この布令の規定が先行するものとす。

(定義：この布令における)

第二條 「者」とは、一人又はそれ以上の個人、労働組織、協会、法人、法定代理人、受託者及び財産管理人を含む。

二 「使用者」とは左記の者又は代理人及び直接又は間接に使用者の代理人として行動するすべての者を含む。但し、労働組織(使用者として行動する場合を除く)又はその役員若しくは代理人としての資格において行動する者は含まない。

(一) 「米國政府代行機關」米國政府の代行補助機關で琉球列島米國軍要員の使用に供すべく米國軍當局によつて認定され、且つ、規定されたPX(酒保)、食堂、社交クラブ等の非割資金による組織團體を含む。

(二) 「琉球列島駐留米國軍要員」琉球列島に駐留する米國軍人、國際連合構成國にその國籍を有する米國政府軍属及びこれら軍人軍属の家族にして琉球列島に在住している者。

(三) 「米國政府の請負業者」米國政府又は米國政府代行機關との建設、經營及び奉仕の契約を履行中の者及びその下請負業者を意味し、資材又は補給品の供給にのみ従事している契約者又は琉球列島駐留米國軍隊に附屬して入國した

琉球列島國民政府布令第二一六號（一九五三年八月十八日）

「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法」

目次

序文

第一章 総 則

第一條 目的

第二條 定義

第二章 労働組織

第三條 労働関係委員会

第四條 規則及び規程

第五條 組合活動

第六條 不当労働行為

第七條 代表及び選挙

第八條 不当労働行為の防止

第九條 召喚状、証拠類及び調査

權

第十條 委員会の業務妨害に対する罰則

第十一條 罷業權

第十二條 第一種被用者の同盟罷業及び忠誠の宣誓

第十三條 重要産業における同盟

罷業

第十四條 監督者の組合加入權

第十五條 クロースト・シヨップ及びユニオン・シヨップ（雇用及び労働條件としての組合加入）

第十六條 労働関係委員会の機能

第十七條 使用者及び被用者の義務

第十八條 重要事業における労働

第十九條 労働協約に関する情報

第二十條 労働団体に関する訴訟

第二十一條 組合費の天引及び組合福利基金

第二十二條 ポイコット、その他不法團結並びに損害賠償に対する訴訟

第二十三條 政治献金の制限

第二十四條 強制労働

第二十五條 労働權

第二十六條 合衆國用地における労働活動

第二十七條 労働基準

第二十八條 男女の差別的取扱

第二十九條 中間搾取の排除

第三十條 公民權の行使

第三十一條 労働契約の基準

第三十二條 労働契約の期間

第三十三條 労働契約の明示

第三十四條 労働契約に対する違約金

第三十五條 控除

第三十六條 貯蓄契約

第三十七條 業務上の負傷または疾病による解雇の制限

第三十八條 解雇の豫告

第三十九條 使用証明

第四十條 金品の返還

第四十一條 賃金支拂の方法

第四十二條 非常時拂

第四十三條 労働日の損失

第四十四條 最低賃金

第四十五條 労働時間

第四十六條 食事時間

第四十七條 休日

第四十八條 労働時間の延長

第四十九條 割増賃金率

第五十條 労働時間の算定

第五十一條 年次有給休暇

第五十二條 労働時間、休憩及び休日の特例

第五十三條 安全及び衛生

第五十四條 女子及び年少者

第五十五條 年少者の労働時間

第五十六條 年少者の危険業務

第五十七條 女子の労働時間

第五十八條 坑内労働

第五十九條 産前産後の休暇

第六十條 育児時間

第六十一條 生理休暇

第六十二條 女子及び年少者の帰郷旅費

第六十三條 技能者の養成

第六十四條 労働者災害補償

第六十五條 就業規則

第六十六條 懲罰の減給

第六十七條 就業規則の効力

第六十八條 就業規則の効力

第六十九條 労働契約の効力

第七十條 労働契約の効力

第七十一條 労働契約の効力

第七十二條 労働契約の効力

第七十三條 労働契約の効力

第七十四條 労働契約の効力

第七十五條 労働契約の効力

第七十六條 労働契約の効力

第七十七條 労働契約の効力

第七十八條 労働契約の効力

第七十九條 労働契約の効力

第八十條 労働契約の効力

第八十一條 労働契約の効力

第八十二條 労働契約の効力

第八十三條 労働契約の効力

第八十四條 労働契約の効力

第八十五條 労働契約の効力

第六十八條 寄宿舎

第六十九條 寄宿舎規則の明示

第七十條 寄宿舎の衛生

第七十一條 施行

第七十二條 苦情

第七十三條 採用証明書

第七十四條 首席民政官による情報提供

第七十五條 使用者による情報提供

第七十六條 被用者名簿

第七十七條 賃金台帳

第七十八條 記録の保存

第七十九條 祭日

第八十條 罰則

第八十一條 廃止及び修正

第八十二條 施行期日

第八十三條 施行期日

第八十四條 施行期日

第八十五條 施行期日

第八十六條 施行期日

第八十七條 施行期日

第八十八條 施行期日

第八十九條 施行期日

第九十條 施行期日

第九十一條 施行期日

第九十二條 施行期日

第九十三條 施行期日

第九十四條 施行期日

第九十五條 施行期日

第九十六條 施行期日

第九十七條 施行期日

第九十八條 施行期日

第九十九條 施行期日

第一百條 施行期日

第一百一條 施行期日

第一百二條 施行期日

アメリカが記録した戦後沖縄

展示資料目録

凡 例

- 1 本目録は、沖縄県公文書館で開催した沖縄県公文書館収集写真展「アメリカが記録した戦後沖縄」の展示資料目録である。なお、読谷関連について追加したものである。
- 2 本目録掲載の資料160点は、県公文書館が、米国立公文書館、スミソナアン航空宇宙博物館公文書部などの機関から複製で収集した写真資料約8,000点の中から、選定したものである。(注)
- 3 本目録においては、展示資料に一連番号を付し、さらに原キャプション・解説・場所・添付年月・シリーズ名・公文書館資料コードを掲載した。
- 4 原キャプションは、写真の原資料に添付されていたものであり、本目録掲載にあたっては紙幅の都合で記述を一部省略したものがある。
- 5 説明は原キャプションを参考に県公文書館が作成したものを掲載した。
- 6 写真の撮影場所が特定できるものについては、その地名を掲載した。
- 7 添付年月は、写真発表の日付 (Date of Release) あるいは撮影日である。
- 8 シリーズ名は、県公文書館で整理・登録した際に一連の写真ごとに付与したものである。写真資料の整理にあたっては、原資料所蔵機関での整理の枠組みをできるだけ尊重したうえで、一連の写真ごとにシリーズ名を与えている。紙幅の関係上、本目録においてはシリーズ名の略称を記載した。シリーズの正式名称は以下括弧内のとおり。

陸軍 (占領初期沖縄関係写真資料 陸軍)

米空港コレクション (第二次大戦シリーズ 米空軍写真コレクション 1954年以前)

米陸通信隊 (米陸軍通信隊写真)

高等弁務官 (USCAR / 高等弁務官関係写真)

広報局 I (広報局 I USCAR 広報写真資料 I)

土地 (琉球列島米国民政府写真「土地」)

基地 (基地建設関連写真)

- 9 公文書館資料コードは、掲載した写真資料が収められているアルバムの資料コードである。
 (注) 本展示に使用した写真の原資料所蔵機関とその機関での資料グループ名は以下のとおり。

沖縄県公文書館でのシリーズ名	写真点数	原資料所蔵機関	原機関の資料グループ名	収集年度
占領初期沖縄関係写真資料 陸軍	2,447	NARA	RG111 S C	1995
第二次大戦シリーズ 米空軍写真コレクション (1982年以上)	797	NASM	左のシリーズ名に同じ	1997
米陸軍通信隊写真	823	NARA	RG111CX	1997
USCAR / 高等弁務官関係写真	786	NARA	RG260	1997
広報局 I USCAR 広報局写真資料 I	478	NARA	RG260	1997
琉球列島米国民政府写真 「土地」	96	NARA	RG260	1996
基地建設関連写真	30	NARA	RG111SC , 111CX 260CR , 342J	1996

NARA : 米国立公文書館 NASM : スミソニアン航空宇宙博物館

同シリーズの原資料はその後米国公文書館へと移管された。

は、いくつかの原資料保存機関の資料グループから収集した写真を、沖縄県公文書館が「基地建設」というトピックで一つのシリーズにまとめたものであるが、このような整理方法は例外的である。

アメリカが記録した戦後沖縄 展示目録

ID	原キャプション	説 明	場 所	添付年月	シリーズ及び アルバム番号	公文書館 資料コード
1	Ruins of enemy chapel.	廃墟と化した教会	首里	1945	陸軍2	U00000851B
2	Two native children of Okinawa watch Sgt.Dudley Maddern repair tail.	尾翼を修理するマダン軍曹とそれを見る沖縄の子供		1945	米空軍コレクション6	U00002289B
3	Ryukyu operation,Okinawa.	琉球への上陸作戦		1945	米空軍コレクション6	U00002289B
4	Men of 27th Div.in mop-up campaign on island.	第27師団による掃討作戦	安田	1945.08	陸軍17	U00000866B
5	Okinawan civilians being gethered together by the Allied Military Government.	軍政府によって集められる沖縄住民	屋嘉	1945.06	陸軍14	U00000864B
6	Natives Working.Laundry.	洗濯をする住民		1945.06 .13	陸軍30	U00000879B
7	Troops of the 27th Division on their way to front lines pass through the town.	町中を通り前線へと進軍中の第27師団	普天間	1945.04	陸軍16	U00000865B
8	Officers ' quarters.	将校用の野营地	馬天	1945	陸軍4	U00000853B
9	Bisha River in central Okinawa Island.	沖縄本島中部を流れる比謝川		1945.04 .20	米空軍コレクション7	U00002290B
10	How bombs are disposed of.	爆弾の処理作業		1945.05	陸軍15	U00000862B
11	Map Work.	地図を使つての任務		1945.06 .25	陸軍24	U00000875B
12	Firing 37MM gun at Jap cave.	日本軍の壕に向けて発射される37mm砲	与座	1945	陸軍3	U00000852B
13	The Torii Gateway which stands higy on a hill overlooking the Pacific Ocean in one direction and the demolished city of Naha in another.	片側に太平洋、もう片側に破壊された那覇を見渡す高台に立つ鳥居(波之上宮か)	那覇	1948	米空軍コレクション2	U00002285B
14	Men marching along road.	道路沿いに行軍する兵士		1945.04	陸軍16	U00000865B
15	Pfc.Killmar and Pfc.Van Leuve looking for cached supplies inside Okinawan home.	民家で秘匿物資を捜す兵士	金武	1945.05	陸軍16	U00000865B
16	A white phosphorus bursts in a cane field.	サトウキビ畑で炸裂する白リン弾		1945.07 .01	陸軍17	U00000866B
17	Burning unoccupied native huts to clear area for headquarters.	司令部の敷地を確保するため、無人の家を焼き払う陸軍		1945	米空軍コレクション7	U00002290B
18	American looks ovre Jap locomotive partly buried under debris for salvage.	廃品回収のため瓦礫に埋まった日本軍の機関車を調べるアメリカ兵(軽便鉄道)	那覇	1945	陸軍3	U00000852B

アメリカが記録した戦後沖縄 展示目録

ID	原キャプション	説 明	場 所	添付年月	シリーズ及び アルバム番号	公文書館 資料コード
19	School reopened under supervision of AMG.	米軍政府管理下で再開した学校	コザ	1945	陸軍3	U00000852B
20	This picture from an AAF observation plane shows the town wiped out as our armed forces went through.	陸軍航空隊の偵察機から撮影した写真からは米軍通過で廃墟と化した街の様子がわかる	那覇	1945	米空軍コレクション2	U00002285B
21	Looking north on Machinato airfield,Okinawa,Ryukyu Retto.	牧港飛行場を北向けに望む	牧港	1945.07.09	米空軍コレクション4	U00002287B
22	Awase Airstrip receiving its finishing touches.	最後の仕上げにかかる泡瀬飛行場	泡瀬	1945.07.31	米空軍コレクション4	U00002287B
23	B-29 " Superfortress "strip being cut out of the crub covered hilly terrain at Futenma.	普天間の丘を切り取って作られたB-29専用滑走路	普天間	1945.06.30	米空軍コレクション3	U00002286B
24	Kadena Airstrip,Okinawa,Ryukyu Retto.	嘉手納飛行場（中央は嘉手納ロータリー）	嘉手納	1945	米空軍コレクション1	U00002284B
25	Aerial view of Yomitan Airstrip, Okinawa,Ryukyu Retto.	上空から見た読谷飛行場	読谷	1945	米空軍コレクション4	U00002287B
26	Kadena Airstrip,Okinawa,Ryukyu Retto.	嘉手納飛行場	嘉手納	1945	米空軍コレクション1	U00002284B
27	Four airfields to handle medium bombers, heavy bombers and fighter aircraft.	中型爆撃機、重爆撃機及び戦闘機用の4つの飛行場	伊江島	1945.07.16	米空軍コレクション4	U00002287B
28	5th Air Force Headquarters (Motobu)area.	本部地区にある第5空軍司令部	本部	1945	米空軍コレクション1	U00002284B
29	This native vehicle is drawn by horse harnessed with native type of harness.	地元の馬具を使った馬車		1945.08.12	陸軍23	U00000873B
30	Four Okinawans surrender, bringing the leaflets with surrender instructions.	降伏勧告ビラを手に投降する4人の沖縄人		1945.06.17	陸軍30	U00000879B
31	An American civil wedding ceremony is conducted for a Japanese Prisoner and his Okinawan sweetheart.	日本軍捕虜と沖縄女性の結婚式		1945	陸軍8	U00000857B
32	No Caption.	説明文なし（芋掘りを終えて収容所に戻る婦人たち）		1945	陸軍30	U00000879B
33	Okinawan civilians being gathered together by the Allied Military Government.	軍政府によって集められた住民	屋嘉	1945.06	陸軍14	U00000864B
34	Japanese civilians.	日本の民間人	渡嘉敷	1945	陸軍1	U00000850B
35	Okinawan school teacher holds class as school resumes activity under AMG supervision.	軍政府管理下で再開した学校での授業	宜野座	1945	陸軍3	U00000852B
36	Natives.	地元民		1945.05.09	陸軍30	U00000879B

アメリカが記録した戦後沖縄 展示目録

ID	原キャプション	説 明	場 所	添付年月	シリーズ及び アルバム番号	公文書館 資料コード
37	An Okinawan youngster balances a load of clothing and household goods across her shoulders by means of a pole.	衣類と家財を棒でうまく肩にかつぐ沖縄の子		1945	陸軍29	U00000877B
38	No Caption.	説明文なし(「白旗の少女」)		1945	陸軍30	U00000879B
39	Children.(Girl carries a baby on her back.)	赤ん坊を背負う少女		1945.05 .10	陸軍30	U00000879B
40	This school class,taught by Miss Chielso[sic]Shingaki,is continued daily.	新垣先生のこの授業は毎日続けられている	島袋 (沖縄市 または北 中城村)	1945.04 .15	陸軍29	U00000877B
41	School reopened under supervision of AMG.	軍政府管理下で再開した学校	高江洲	1945	陸軍3	U00000852B
42	A little native Okinawan that was found abandoned in the field. Men at the civilian hospital at Gushichan have fixed a bed for him.	野外に置き去りされた子を具志頭の民間人用病院に収容	具志頭	1945	陸軍29	U00000877B
43	Okinawa-Children.	沖縄の子供たち		1945.04 .12	陸軍29	U00000877B
44	Okinawa-Children.	沖縄の子供たち		1945.04 .10	陸軍29	U00000877B
45	Famous in Okinawa's history is this huge bell which hangs in the courtyard at the Ishikawa Exhibit.	石川展示場(東恩納博物館)の中庭に掛かる、沖縄の歴史上有名な鐘(円覚寺前鐘)	石川	1945	米空軍コ レクシ ョン7	U00002290B
46	This will soon be home for a native family.	沖縄人家族の家が完成間近		1948	米空軍コ レクシ ョン7	U00002290B
47	Men of an engineer aviation battalion operate this coral pit on one of the islands in the Ryukyu Retto as work goes ahead full speed on new airstrips and taxi ways.	琉球のある島で新しい滑走路と誘導路の建設が急速に進む中、石灰岩を採る隊員		1945	米空軍コ レクシ ョン4	U00002287B
48	Of the hundreds of airmen who have visited the Ishikawa Exhibit, a principal attraction has been these sidewalk watercolor	路上で水彩画を描く画家たちは石川展示場(東恩納博物館)を訪れたパイロットらの関心の的となった。	石川	1948	米空軍コ レクシ ョン7	U00002290B
49	Gen.MacArthur at Kadena Airbase,Okinawa.	マッカーサー将軍。嘉手納基地にて	嘉手納	1950.08 .01	陸軍24	U00000875B
50	Once part of an aircraft,now a huge pan.	かつての飛行機も今は大鍋に	那覇	1948	米空軍コ レクシ ョン7	U00002290B
51	Natives work on the construction of a sewage disposal drain at Naha Air Base,Okinawa.	排水施設工事に携わる地元民。那覇空軍基地	那覇		基地	U00000103B

アメリカが記録した戦後沖縄 展示目録

ID	原キャプション	説 明	場 所	添付年月	シリーズ及び アルバム番号	公文書館 資料コード
52	The Bank of the Ryukyus-first to rise from the rubble caused by the bombing.	爆撃による瓦礫の山から最初に復興した琉球銀行	那覇	1948	米空軍コレクション7	U00002290B
53	All-purpose store in Shuri city.	首里の雑貨店	那覇	1948	米空軍コレクション7	U00002290B
54	Reconstituting the Okinawan hat industry is one of the many steps being taken by the military government agencies of the Ryukyus.	沖縄の帽子製造業の再興は軍政府が進める復興政策のひとつである		1950.05 .18	陸軍26	U00000874B
55	Construction of Kadena Airstrip.	嘉手納飛行場建設	嘉手納	1945.05 .17	米空軍コレクション3	U00002286B
56	Okinawan women dig ditches for water lines to new homes at Kadena Air Force Base, Okinawa.	嘉手納空軍基地内の新築住宅に水道管敷設のため、溝を掘る地元の女性達	嘉手納		基地	U00000103B
57	Men of an engineer aviation battalion operate this coral pit on one of the islands in the Ryukyu Retto as work goes ahead full speed on new airstrips and taxi ways.	琉球のある島で新しい滑走路と誘導路の建設が急速に進む中、石灰岩を採る隊員		1945	米空軍コレクション4	U00002287B
58	A Dept.of the Army civilian visits the beauty shop on Okinawa.Civ.Employees-O/S.	美容室を訪ねた陸軍省の文官と沖縄人従業員		1950.12 .12	陸軍26	U00000874B
59	Native Girls working on Sig C telephones.Natives Working-Okinawa.	通信隊で電話関係の仕事を する地元の女性		1950.12 .12	陸軍26	U00000874B
60	Chibana Ammunition Depot	知花弾薬庫（沖縄人労働者）	知花	1969.02	米陸通信隊6	U00002235B
61	Motor Vehicles(Repair & Maint),Okinawa,Machinato, Okinawan.Workmen.	軍車輛の修理と点検整備。 沖縄人労働者	牧港	1971.09	米陸国通信隊8	U00002237B
62	Ammunition- Storage of: Chibana Ammunition Depot	知花弾薬庫（沖縄人労働者）	知花	1969.02	米陸通信隊6	U00002235B
63	Motor Vehicles (Repair & Maint),Okinawa,Machinato, Okinawan Workmen.	軍車輛の修理と点検整備。 沖縄人労働者	牧港	1971.09	米陸通信隊8	U00002237B
64	Village scene near Kadena Air Force Base.	嘉手納空軍基地付近の農村風景	嘉手納	1948	米空軍コレクション1	U00002284B
65	The village of Futenma through the entrance of the Futenma Shrine.	普天間宮から見た普天間の村	普天間	1955.09 .16	米陸通信隊1	U00002230B
66	A long distance bus owned and operated by Okinawans.	沖縄人が所有・運行する長距離バス		1054.05 .02	米陸通信隊2	U00002231B
67	Okinawa,Ryukyu Retto.	琉球列島 沖縄	伊江島		米空軍コレクション1	U00002284B

アメリカが記録した戦後沖縄 展示目録

ID	原キャプション	説 明	場 所	添付年月	シリーズ及び アルバム番号	公文書館 資料コード
68	A young Okinawna lays a wreath at a monument dedicated to a group of young Okinawan girls who were killed during the Battle of Okinawa,at the south end of the Island	南部で戦死した女学生らの慰霊碑に花輪を捧げる沖縄の若者		1950.3. 30	陸軍24	U00000875B
69	Naha,the capitol of Okinawa.	沖縄の首都、那覇	那覇	1950.11 .07	米陸通信 隊1	U00002230B
70	Aerial views. Nago,Okinawa.	空からの眺め、名護	名護	1945	陸軍8	U00000857B
71	Typical scene in Okinawa, Ryukyu Retto-Showing farm land,huts and villages.	典型的な沖縄の風景。農地、小さな家々と集落	首里	1948	米空軍コ レクショ ン1	U00002284B
72	Looking from a hill out toward the East Sea.	丘から東シナ海を望む		1948	米空軍コ レクショ ン1	U00002284B
73	View of an Okinawan village.	とある村の風景		1945.04 .20	米空軍コ レクショ ン1	U00002284B
74	A fishing village of Itoman on the southern part Okinawa.	沖縄本島南部の漁村、糸満	糸満	1955.07 .15	米陸通信 隊1	U00002230B
75	View of burial vaults on Okinawa Island.	沖縄本島の墓地（亀甲墓）		1945.04 .20	米空軍コ レクショ ン1	U00002284B
76	Rice paddies on the outskirts of Taira on the northern part of Okinawa.	沖縄本島北部の水田	名護市 田井等 または 東村平	1955.09 .01	米陸通信 隊1	U00002230B
77	Miyako Island	宮古島 製糖作業	宮古島	1950.11	米陸通信 隊2	U00002231B
78	The crowded shopping center in Naha City.	那覇市内の賑やかな商店街	那覇	1955.08	米陸通信 隊1	U00002230B
79	The crowded shopping center in Naha City.	那覇市内の賑やかな商店街	那覇	1955.08	米陸通信 隊1	U00002230B
80	Native pose willingly for photographer.	カメラマンにすすんでポーズを取る地元住民	コザ	1948	米空軍コ レクショ ン7	U00002290B
81	Sun made salt.	塩田	泡瀬	1950.11 .10	米陸通信 隊1	U00002230B
82	The old man in his sweet potato patch,stoically smoking a cigarette given him by the photographer.	サツマイモ畑でカメラマンがくれた煙草をきまじめにふかす老人		1948	米空軍コ レクショ ン7	U00002290B
83	Pineapple industry.Native working.	パイナップル産業。地元民が働いている		1956.12	米陸通信 隊1	U00002230B
84	Native laborers,using methods perfected generations ago,cut grass in the lee of a 19th Bomb Group U.S.Air Force	米空軍第一の爆撃機スーパーフォートの陰で、昔ながらのやり方で草を刈る地元の労働者			基地	U00000103B
85	The basket-makers are in business.	市場へかごを売りに行く途中		1948	米空軍コ レクショ ン7	U00002290B

アメリカが記録した戦後沖縄 展示目録

ID	原キャプション	説 明	場 所	添付年月	シリーズ及び アルバム番号	公文書館 資料コード
86	Okinawan woman sells refreshments.	軽食を販売する沖縄人女性		1950.11 .06	米陸通信 隊1	U00002230B
87	Native foods.	地元の食材 イラブー		1950.11 .08	米陸通信 隊1	U00002230B
88	Native farmer tips sun helmet in American fashion.The hat is a hand-me-down from the military.	軍お下がりの日除け帽をアメリカ流にあみだにかぶった地元の農民		1948	米空軍コ レクショ ン7	U00002290B
89	Native Okinawan vegetables being served to the boatmen who proved themselves victorious in the annual regatta near Machinato village.	年中行事の（爬竜船）競漕の優勝賞品は野菜	牧港	1948	米空軍コ レクショ ン7	U00002290B
90	Arthur V.Johnson, assigned to the Military Government watches Ken Nakasone, a native, complete the skinning and dressing of a goat carcass.	山羊の食肉処理をする地元民、ナカソネ ケンを軍政府配属者が監督		1945.08 .12	陸軍24	U00000875B
91	Inclement weather doesn't stop native voters.These natives are lined up to cast their votes for village mayor and other officials.	荒天をものともしない有権者。村長と役員の選挙に投票しようと列をなす地元の人々		1948	米空軍コ レクショ ン7	U00002290B
92	Traditional costumes of the Islanders.	島民の伝統的な衣装		1950.11 .06	米陸通信 隊1	U00002230B
93	S/Sgt. Kenyo Miyashiro, U.S. Army interpreter, and his family have a reunion at Itoman.	陸軍通訳官がミヤシロ・ケンヨ2等軍曹と家族の再会	糸満	1945	陸軍24	U00000875B
94	All ages are represented at the polling for Governor of Okinawa.	群島選挙の投票にはあらゆる世代が参加	名護	1950.09 .17	陸軍24	U00000875B
95	A crowd of about 2,000 Americans and Okinawans gather at Historic Nakagusuku Castle, Okinawa,to attend the sixth Annual Easter Sunrise Service	第6回イースター早朝礼拝のため米琉約2,000人が中城城に集まった	中城	1951.03 .25	陸軍28	U00000878B
96	Currency conversion	通貨切り換え（100B円の詰まった箱）		1958.09 .17	高等弁務 官4	U00002010B
97	Dollars conversion at Bank of the Ryukyus	琉球銀行でのドル交換	東町	1958.09 .10	高等弁務 官5	U00002009B
98	Dollars conversion	首里支所でのドル交換	首里	1958.09 .17	高等弁務 官5	U00002009B
99	Red Hat Operation.Okinawa, Chibana Ammunition Depot.	レッドハット作戦（毒ガス移送・ガス漏れ探知用の兎）知花弾薬庫	知花	1971.01	米陸通信 隊7	U00002236B
100	Red Hat Operation,Okinawa, Noborikawa Village.	レッドハット作戦（毒ガス移送・抗議の看板）登川部落	登川	1971.01	米陸通信 隊7	U00002236B
101	Red Hat Operation.Okinawa, Chibana Ammunition Depot.	レッドハット作戦（毒ガス移送・積み込み作業）知花弾薬庫	知花	1971.01	米陸通信 隊7	U00002236B

アメリカが記録した戦後沖縄 展示目録

ID	原キャプション	説 明	場 所	添付年月	シリーズ及び アルバム番号	公文書館 資料コード
102	Red Hat Opration,Okinawa. Chibana Ammunition Depot.	レッドハット作戦（毒ガス移送・トラックの列） 知花弾薬庫	知花	1971.01	米陸通信 隊7	U00002236B
103	Red Hat Operation,Okinawa.	レッドハット作戦（毒ガス移送・抗議する民衆）	知花	1971.01	米陸通信 隊7	U00002236B
104	Aged Okinawan woman offers prayers in ancient shrine.	神宮の洞穴で御願を捧げる老女	普天間	1948	米空軍コ レクショ ン7	U00002290B
105	Ishigaki Island.	石垣島の祭り	石垣島	1950.11 .15	米陸通信 隊2	U00002231B
106	Ishigaki Island.	石垣島の祭り	石垣島	1950.11 .15	米陸通信 隊2	U00002231B
107	Close-up of the Okinawan boatmen.	漕ぎ手たちのクローズアップ （爬竜船競漕）		1948	米空軍コ レクショ ン7	U00002290B
108	Land Commission	ブライス調査団（団長のブ ライス議員と比嘉秀平主席）		1955.10 .24	土地1	U00000100B
109	Land Commission	ブライス調査団（現地視察）		1955.10 .26	土地1	U00000100B
110	Land Commission	ブライス調査団（現地視察）		1955.10 .26	土地1	U00000100B
111	Land Delegates in U.S.	土地問題解決のため渡米した 代表团		1958.08 .06	土地1	U00000100B
112	Land Delegation comes back. Tsumichiyo Asato announces statement.	渡米代表团帰る 声明を発表 する安里積千代		1958.07 .21	土地1	U00000100B
113	U.S.-Ryukyuan Land Policy Conference at Harborview.	ハーバービュークラブでの軍 用地問題現地折衝第1回目の 会合 中央奥はブース高等弁 務官	那覇	1958.08 .11	土地1	U00000100B
114	HICOM Fund Grant to Nishime, Gushikawa-son.	久米島具志川村西銘への高等 弁務官資金贈与	西銘	1971.06 .03	広報局13	U00002300B
115	HICOM Fund Grant to Kunigami-Son's Hanji Village	国頭村半地へ高等弁務官資金 贈与	半地	1962.08 .21	高等弁務 官1-1	U00002007B
116	High Commissioner's Fund check to Henna & Uchima.	平安名・内間両部落へ高等弁 務官資金贈与	平安名 内間	1963.04 .10	高等弁務 官1-2	U00002008B
117	The completion ceremonies of the new combined water system for Uchima and Henna,	内間・平安名水道設備落成式	平安名 内間	1963.10 .31	高等弁務 官5	U00002009B
118	A water completion ceremony Enobi,Gushikawa-Son	具志川村栄野比区の水道設備 落成式に集まった人々	栄野比	1963.10 .02	高等弁務 官5	U00002009B
119	New farm road	高等弁務官資金で新設された 農道の落成式	与那原	1963.10 .02	高等弁務 官5	U00002009B

アメリカが記録した戦後沖縄 展示目録

ID	原キャプション	説 明	場 所	添付年月	シリーズ及び アルバム番号	公文書館 資料コード
120	The American Military Government hospital staff examine one of the Okinawan children.	地元の子供を診察する米軍政府病院の医師ら		1945.06 .15	米空軍コ レクショ ン7	U00002290B
121	Mosquito control.	子供たちにマラリアの検査をする米兵	平良	1945	陸軍2	U00000851B
122	U.S.Army Special Action Forces Asia (SAFASIA) Medical Team conduct a Medical Survey of the Islands Population (18,000)for Trachoma.	米陸軍アジア特別活動軍の医療チームが久米島で18,000人の住民を対象に、トラコーマの罹患調査を実施	久米島		米陸通信 隊3	U00002232B
123	\$3,150 check to Aguni island for water development.	粟国村役場にて、水道敷設資金贈与	粟国島	1959.03 .23	広報局11	U00002297B
124	High Commissioner's Fund Grant to Tomigusuku-son's Village	豊見城村へ高等弁務官資金贈与 井戸の視察	豊見城	1962.08 .17	高等弁務 官1	U00002007B
125	HICOM Fund Grants for the construction of a new community hall at Gakiya Village, Iheya Island	公民館建設のための高等弁務官資金贈与	伊平屋 島我喜 屋	1967.07 .24	高等弁務 官10	U00002020B
126	Christmas party for orphans at the Yonabaru Orphanage, Okinawa.	与那原の孤児院で開かれたクリスマス・パーティー	与那原		米陸通信 隊1	U00002230B
127	Christmas party for orphans at the Nupunja Army Service Club, on Okinawa.	陸軍サービス・クラブで孤児達のために開かれたクリスマス・パーティー	登川		米陸通信 隊1	U00002230B
128	Xmas party.Children-Okinawa.	クリスマス・パーティーに招かれた沖縄の子供たち		1950.12 .23	陸軍26	U00000874B
129	Okinawan natives act as nurses aides throughout the American Military Government hospital.	軍政府病院で看護助手をつとめる地元民		1945.06 .15	米空軍コ レクショ ン7	U00002290B

ID	原キャプション	説 明	場所	添付年月	公文書館資料コード 写真番号 ネガ番号
130	Outskirts of town of kadena Toguchi.	嘉手納渡具知の近郊の村	渡具知	1945.04.03	U00000846B
					104
					1-27-3
131	ZAKIMI CASTLE	座喜味城跡	座喜味	1957.09.05	U00000100B
					115K
					13-36-4
132				1957.12.23	U00000100B
					118D
					13-24-2
133	USCAR CONDUCTS BRIEFING ON HAWK MISSILE BASES / FUKIDASHIBARU, NAGAHAMA, YOMITAN-SON	ホーク・ミサイル基地予定地現地視察/読谷村長浜フキダシ原にて	長浜		U00000101B
					138F
					13-36-4
134	Hijya River in central Okinawa Island, site of jap Torpedo boat base.	沖縄本島中部を流れる比謝川、日本軍の魚雷艇停泊地である	渡具知	1945.04.20	U00002284B
					3985
					13-45-3
135	Aerial view of Bolo Airstrip under constructino by 72nd, 78th, 82nd and 87th Naval Construction Battalion. Okinawa, Ryukyu Retto.	第72、第78、第82、第87海軍建設大隊によって建設中のボーロー飛行場(読谷)	ボーロー飛行場	1945.06.30	U00002287B
					4231
					14-44-1
136	Aerial view of Bolo Airstrip under constructino by 72nd, 78th, 82nd and 87th Naval Construction Battalion. Okinawa, Ryukyu Retto.	第72、第78、第82、第87海軍建設大隊によって建設中のボーロー飛行場(読谷)	ボーロー飛行場	1945.06.30	U00002287B
					4232
					14-44-2
137	Aerial view of Yontan Airstrip, Okinawa, Ryukyu Retto.	上空から見た読谷飛行場	読谷飛行場	1945	U00002287B
					4248
					14-48-2

ID	原キャプション	説 明	場所	添付年月	公文書館資料コード 写真番号 ネガ番号
138	Butler hangar being constructed by the 130th NCBS. A northwest crane carrying a quarter section truss to assemble to truss already in place which is known as " steel meets steel ". This hangar was completed for use by the 7th Air Force on Yomitan Strip.Okinawa, Ryukyu Retto.	バトラー格納庫を建設中の第130NCBS。ノース・ウェスト・クレーンによってトラスが組み合わされる。完成した格納庫は読谷飛行場の第7空軍によって使用される。	読谷飛行場	1945.08.09	U00002288B
					4301
					15-01-02
139	Food rations unloaded from a Boeing B-29 of the 7th Air Force are stacked beside the plane by Japanese Prisoners of War as other men load the boxes onto a truck at Bolo Field, on Okinawa, Ryukyu Retto.	ボーロー飛行場（読谷）では日本兵捕虜が、一方では第7空軍ボーイングB-29から軍用食を降ろして飛行場のそばに積み、他方ではそれをトラックに積み込む。	ボーロー飛行場	1945.10.14	U00002293B
					4716
					16-43-3
140	Wrecked U.S.planes after Jap air attack on Yomitan Airfield, Okinawa, Ryukyu Retto. on the night of 24 May 1945. Same of the damade Was caused by demolition squadron of Japs that poured out of Suicide " Sally " - the only Jap plane that got close to the airfield.	1945年5月24日夜の読谷飛行場への日本軍による空襲の後に撮影した米軍機の残骸。唯一地上近くまできた日本軍特攻機「サリー」を送り出した爆破部隊によっていくらかの被害を受けた。	読谷飛行場	1945.05.	U00002293B
					4750
					16-51-4
141	A view from the control tower showing Yomitan Airstrip itself with taxiways, hardstands and alert crews. This dase was originally constructed by the Japanese as one of their operational fields.Okinawa, Ryukyu Retto.	管制塔から見る読谷飛行場の滑走路と舗装駐機場、そして警備員。もともとこの基地は作戦基地として日本軍によって建設されたものである。	読谷飛行場	1945.07.27	U00002293B
					40429
					16-54-3

ID	原キャプション	説 明	場所	添付年月	公文書館資料コード 写真番号 ネガ番号
142	Radar.	レーダー。		1945	U00000853B
					211504
					2-46-4
143	View of AA control station radio range.	高射砲管制塔の無線送信所。	高志保	1945	U00000853B
					211473
					2-44-3
144	Signal Command Post Area located North of Observation Hill.	偵察塚の北側に位置する通信司令所地区。		1945	U00000855B
					235505
					2-74-1
145	145th CB Water Point on Bisha-Gawa. 5/45	比謝川沿いの第145建設大隊貯水地区		1945.05	U00000855B
					245563
					3-16-2
146	Destroyed Japanese railway bridge spanning the Bishagawa River. Construction was of the drawbridge type, center portion of which lifted to allow Jap river craft with high masts to pass under. Okinawa.	比謝川にかかる破壊された鉄橋。橋ははね橋型で高いマストの船が通れるように中央部分がつり上げられている	比謝町	1945.04.09	U00000868B
					324175
					4-64-3
147	The 148th A.A.C.S located on Route 1 north of Yomitan Airfield.	読谷飛行場の北側の1号線沿いにある第148航空路保安管制兼通信作業部隊		1945.8.24	U00000869B
					326112
					4-74-4
148	Area of the 381st Station Hospital near the town of Owan near Routes #6 and #1, looking west.	6号線と1号線付近の大湾近くにある第381基地内病院。西向き。	大湾	1945.6.28	U00000873B
					336710
					5-18-2
149	Chief Executive of the Ryukyus, the Honorable Shuhei Higa, gives a short address after receiving certificate announcing his appointment as Chief Executive of the new Ryukyus Central Government, from Maj.Gen. Robert S. Beigheler, Commanding General, Ryukyus Command. The ceremonies were held at the Ernie Pyle Theater at Naha, Okinawa.	琉球軍司令官ビートラー少尉から新しい琉球中央政府の首席任命証を受け取ったあとスピーチをする比嘉秀平首席。アーニー・パイル劇場の式典にて		1951.4.1	U00000878B
					365126
					5-89-2

ID	原キャプション	説 明	場所	添付年月	公文書館資料コード 写真番号 ネガ番号
150	Battery “ G ” 16th Antiaircraft Artillery Battalion Mark 20 Radar Searchlight Control Station and machine gun emplacements on Toguchi Beaches.	第16高射砲兵大隊G中隊。 渡具知ビーチにある20型 レーダーサーチライト管 制塔と砲座	渡具知	1945.6.6	U00000885B
					390331
					7-09-3
151	The Service Club at Sobe.	楚辺にあるサービスクラ ブ	楚辺	1952.5.12	U00000888B
					402094
					7-40-1
152	New street at the new Sobe resettlement, Yomitan-son, Where 700 families are building a new life after moving from old sobe, under the united States Civil Assistance, RYCOM	ライカム米民間援助の下、 700世帯が旧楚辺部落から 移った読谷村新楚辺部落 の通り	楚辺	1953.8.24	U00000890B
					436882
					7-77-1
153	New sobe-ku, Yomitan- son, businessman and his family stand before their new home, made possible by the United States Civil Assistance.	ライカム米民間援助のお かげで実現した読谷村楚 辺の新しい住宅の前に立 つ会社員とその家族	楚辺	1955.8.24	U00000890B
					436883
					7-77-2
154	View of Yomitan Airstrip, looking southwest.	読谷飛行場を南西に望む		1945	U00000854B
					234189
					2-63-4
155	Signal Command Post Area located North of Observation Hill.	偵察塚の北側に位置する 通信司令所地区。		1945	U00000855B
					235501
					2-73-1
156	Signal Command Post Area located North of Observation Hill.	偵察塚の北側に位置する 通信司令所地区。		1945	U00000855B
					235502
					2-73-2
157	Battery “ G ” 16*** Antillery Bn., Mark 20 radar searchlight control station and machine gun emplacements Toguchi Beaches.	16***高射砲大G中隊のマ ーク20レーダー・サーチ ライト管制塔と機関銃の 砲座。渡具知海岸にて	渡具知	1945.06.06	U00000857B
					245045
					3-06-1

ID	原キャプション	説 明	場 所	添付年月	公文書館資料コード 写真番号 ネガ番号
158	Dead Japs and wreckage of Jap plane that crashed on Yomitan Fild, Okinawa on 24 May 1945. There were 12 planes that made an attempt to land on the field and demolish aircraft with hand grenades, magnetic mines, knee mortars and vaious forms of explosixe charges, Surviving Japs managed to destrey 2 C-46s, 1 C-54, 1 PB4Y2 and severel fighters.	1945年5月24日に読谷飛行場で墜落した日本軍機の残骸と日本兵の遺体。12機の飛行機が、着陸して手榴弾や磁気地雷、迫撃砲などあらゆる爆発物を用いて航空機を破壊するのを試みた。生き残った日本兵はC - 46 (輸送機) を2機、C - 47を1機、C - 54を1機、PB4Y2 (爆撃機) を1機そして数機の戦闘機を破壊した。	読 谷 飛 行 場	1945.05	U000002293B
					4732
					16-47-2
159	Radar.	レーダー。		1945	U00000853B
					211505
					2-47-1
160	Iheya Shima Carry-ALL	兵士を乗せた水陸両用車と並んで歩く幼い弟を背負った少女		1945.07.17	U000002306B
					4712
					9-13-4

編集後記

この度、第12回読谷村平和創造展を開催するにあたり、小誌「平和の炎Vol.12」を編集致しました。本書は前半部分に、1999年5月17日（月）に開催された、平和憲法講演会での講演記録を録音し、そのテープ起こしを元に、発言者への校正などをお願いし、最終的に企画・分権推進課で取りまとめた資料であります。

又、後半部分は、平和創造展の第一展示場でパネル展示している「アメリカが記録した戦後沖縄」の展示目録であります。戦後すぐに沖縄に何も無い時代に撮影された写真などで貴重価値のある映像記録です。

なお、小誌を発刊するにあたり、講演会の講師をして頂いた、山内徳信氏、上江洲謙氏、比嘉香の3名の方や公文書館所蔵の貴重な資料を提供し、協力頂いた當山善堂館長や職員の久部良和子さん、他職員に対して衷心より感謝申し上げます。

参考文献

- ・ 世界大百科事典 平凡社
- ・ 沖縄大百科事典 沖縄タイムス社
- ・ アメリカの沖縄統治関係法規総覧（II） 月刊沖縄社
- ・ 「情報・知識imidas（イミダス）」 集英社
- ・ 組合結成30周年「飛躍の程に」 全駐留軍労働組合
沖縄地区本部
- ・ 朝日新聞
- ・ 沖縄タイムス
- ・ 琉球新報

写真

- ・ 沖縄 戦後50年の歩み ～激動の写真記録～
沖縄県

1999年6月

平和の炎 Vol.12

第12回 読谷村平和創造展

編集 読谷村役場 総務部 企画・分権推進課

発行 読谷村役場

〒904-0392

沖縄県読谷村字座喜味2901番地

1（098）982-9200

印刷 プリント・ステーション創明館

読谷村字座喜味2694-3

1（098）958-3456
